

平成29年第1回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平 成 2 9 年 3 月 8 日 (水曜日)

議 事 日 程 (第 1 号)

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定の件
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 施政方針
- 第 5 報告第 3 号 専決処分の報告について (損害賠償の額を定めることについて)
- 第 6 報告第 4 号 専決処分の報告について (損害賠償の額を定めることについて)
- 第 7 議案第 1 号 町道路線の認定について
- 第 8 議案第 2 号 町道路線の廃止について
- 第 9 議案第 3 号 平成28年度四万十町一般会計補正予算 (第 4 号)
- 第10 議案第 4 号 平成28年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第11 議案第 5 号 平成28年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第12 議案第 6 号 平成28年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第13 議案第 7 号 平成28年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第14 議案第 8 号 平成28年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第15 議案第 9 号 平成28年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第16 議案第10号 平成28年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第17 議案第11号 平成28年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第18 議案第12号 四万十町人材育成推進センター条例について
- 第19 議案第13号 四万十町移住支援住宅の設置及び管理に関する条例について
- 第20 議案第14号 四万十町行政組織条例の一部を改正する条例について
- 第21 議案第15号 四万十町お試し滞在施設条例の一部を改正する条例について
- 第22 議案第16号 四万十町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例につ

- いて
- 第23 議案第17号 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第24 議案第18号 四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 第25 議案第19号 四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 第26 議案第20号 四万十町滞在型市民農園条例の一部を改正する条例について
- 第27 議案第21号 四万十町縫製共同作業場条例の一部を改正する条例について
- 第28 議案第22号 四万十町社会体育施設条例の一部を改正する条例について
- 第29 議案第23号 四万十町行政改革推進委員会条例を廃止する条例について
- 第30 議案第24号 四万十町道の駅物産販売施設「であいの里」に係る指定管理者の指定について
- 第31 議案第25号 四万十町ホビー館に係る指定管理者の指定について
- 第32 議案第26号 四万十町打井川地域づくりセンターに係る指定管理者の指定について
- 第33 議案第27号 平成29年度四万十町一般会計予算
- 第34 議案第28号 平成29年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算
- 第35 議案第29号 平成29年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算
- 第36 議案第30号 平成29年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算
- 第37 議案第31号 平成29年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算
- 第38 議案第32号 平成29年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第39 議案第33号 平成29年度四万十町介護保険事業特別会計予算
- 第40 議案第34号 平成29年度四万十町簡易水道事業特別会計予算
- 第41 議案第35号 平成29年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第42 議案第36号 平成29年度四万十町農業集落排水事業特別会計予算
- 第43 議案第37号 平成29年度四万十町下水道事業特別会計予算
- 第44 議案第38号 平成29年度四万十町水道事業会計予算
- 第45 陳情第28-15号 陳情書の取下げについて

第46 陳情

追加第1 発議第1号 西原眞衣議員に対する懲罰動議について

~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第46まで

追加日程第1 発議第1号 西原眞衣議員に対する懲罰動議について

~~~~~

出席議員(18名)

1番	橋本章央君	2番	林健三君
3番	古谷幹夫君	4番	緒方正綱君
5番	岡峯久雄君	6番	下元真之君
7番	岩井優之介君	8番	水間淳一君
9番	吉村アツ子君	10番	味元和義君
11番	下元昇君	12番	堀本伸一君
13番	榎野章君	14番	武田秀義君
15番	中屋康君	16番	西原眞衣君
17番	橋本保君	18番	酒井祥成君

~~~~~

欠席議員(0名)

~~~~~

説明のため出席した者

町長	中尾博憲君	副町長	森武士君
政策監	山脇光章君	会計管理者	左脇淳君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	樋口寛君	危機管理課長	野村和弘君
企画課長	敷地敬介君	農林水産課長	長谷部卓也君
商工観光課長	下藤広美君	税務課長	永尾一雄君
町民環境課長	植村有三君	建設課長	佐竹一夫君
健康福祉課長	山本康雄君	上下水道課長	高橋一夫君
教育委員長	谷脇健司君	教育長	川上哲男君
教育次長	熊谷敏郎君	学校教育課長	杉野雅彦君

生涯学習課長	辻本明文君	農業委員会会長	林幸一君
農業委員会事務局長	西谷久美君	代表監査委員	中岡全君
総務課財政班長	大元学君	政策監	田辺卓君

大正地域振興局

局長兼地域振興課長	山脇一生君	町民生活課長	佐々木優子君
-----------	-------	--------	--------

十和地域振興局

局長兼地域振興課長	竹本英治君	町民生活課長	林久志君
-----------	-------	--------	------

~~~~~

事務局職員出席者

|      |        |    |       |
|------|--------|----|-------|
| 事務局長 | 宮地正人君  | 次長 | 酒井弘恵君 |
| 書記   | 國澤みやこ君 |    |       |

~~~~~

午前9時30分 開会

○議長（酒井祥成君） 改めまして、皆様、おはようございます。

ただいまより平成29年第1回四万十町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

これで報告を終わります。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番緒方正綱君及び15番中屋康君を指名します。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

このことにつきましては、一昨日の3月6日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

12番議会運営委員長堀本伸一君。

○議会運営委員長（堀本伸一君） それでは、一昨日3月6日に議会運営委員会によって本会議の会期について協議を願っております。その結果についてご報告を申し上げます。

平成29年第1回四万十町議会定例会会期についてをご報告いたします。

まず1日目でございますけれども、本日3月8日水曜日より最終3月17日の金曜日までの10日間ということに決定をいたしております。会議、行事については記載のとおりでありますので、お目を通していただきたいというふうに思います。なお、一般質問については、今議会では、計7名に審査の結果なっております。また、質問については、町長の行政報告等についての質問希望者があれば、さらに人数は増えていくということになるかと思います。日程については3月14日火曜日と3月15日の水曜日、2日間としております。

以上、報告を終わります。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 委員長の会期報告は、本日の3月8日から3月17日までの10日間です。

お諮りします。

平成29年第1回定例会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ご異議なしと認めます。したがって、平成29年第1回定例会の会期は本日から3月17日までの10日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定等につきましては、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第4項並びに同法同条第2項の規定による定期監査、行政監査の報告及び地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告があつております。事務局に保管しておりますので、適宜閲覧願います。

次に、会議規則第129条、議員の派遣について、その結果を報告します。

平成28年12月27日、平成29年1月20日、平成29年3月5日、四万十町議会が掲げている諸問題の解決を図るため、高知市くろしお法律事務所法律相談に議長、堀本議員が出席いたしました。

平成29年1月2日、窪川四万十会館で開催されました平成29年四万十町成人式に議長ほか15名の議員が出席しました。

平成29年1月13日、高知市で開催されました平成28年度議員行政実務研修に、槇野議員、下元真之議員、古谷議員、武田議員が出席しました。

平成29年1月25日、東京都八王子市議会行政視察受入れのため、議長ほか橋本章央議員、堀本議員が出席し、意見交換を行いました。

平成29年1月27日、中土佐町議会視察受入れのため、議長ほか広報広聴常任委員7名が出席し、四万十町議会の取組について説明、意見交換を行いました。

平成29年2月6日、13日議長、副議長が就任挨拶に高幡9町村を訪問しました。

平成29年2月8日から9日、大阪市で開催されました日本経営協会行政管理講座研修に武田議員、槇野議員、2名の議員が出席をしました。

平成29年2月10日、四万十町地域交流センター「たのの」の落成式式典に議長ほか15名の議員が出席しました。

平成29年2月20日、四万十町議会タブレット端末利用議員研修に16名の議員が出席しました。

平成29年2月21日、小規模多機能型居宅介護事業所地鎮祭・起工式に議長、武田議員が

出席しました。

平成29年2月22日、志和防災活動拠点施設（志和消防団屯所）新築落成式に議長ほか7名の議員が出席しました。

議長が出席しました議長会等の件につきましても、お手元に配付しておりますので、ご了解願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第4、施政方針を行います。

町長より施政方針を行いたい旨の申し出がっております。これを許可します。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、施政方針を述べさせていただきたいと思っております。

本日、議員の皆様のご出席をいただき、平成29年3月町議会定例会が開催されますことを厚く御礼申し上げます。

本定例会に当たりまして、ご審議いただきます諸議案の説明に先立ちまして、平成29年度の町政運営に関する基本的な考え方と予算案の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

国内の経済において、景気は昨年続き緩やかに持ち直しているものの、個人消費の改善ペースは総じて緩慢な動きとなっております。

平成28年10月から12月期の実質GDPは、4四半期連続で増加し、景気が緩やかに持ち直していることを示しておりますが、内容は引き続き外需主導での持ち直しであり、内需の伸びは横ばいにとどまるなど、回復の勢いに力強さはありません。

政府は、昨年6月に新たな成長戦略となる日本再興戦略2016を策定し、回り始めた経済の好循環を持続的な成長路線に結び付け、戦後最大の名目GDP600兆円の実現を目指し、①新たな有望成長市場の戦略的創出、②人口減少に伴う供給制約や人手不足を克服する生産性革命、③新たな産業構造を支える人材強化の3つを課題に挙げ、さらなる改革に取り組むとしています。

本町においても、昨年度策定しました四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略の方針に基づき、地方創生の推進を原動力として、国や県、近隣自治体とも連携し、地域力を結集した取組をさらに進める必要がございます。

本年度は、今後10年間のまちづくりの指針となる第2次四万十町総合振興計画を策定したところであり、この計画を四万十町の将来像とまちづくりの基本方針を町民と共有し、総合的かつ計画的なまちづくりを推進するための四万十町まちづくり基本条例第18条に基づき、町の政策を定める最上位計画に位置付けています。

この計画には、多くの方にご協力をいただいた町民意識調査や意見公募による貴重なご意見、ご提案を反映していますので、「このまちに住んでよかった」、「これからも住み続けたい」と思っただけけるよう、住みたくなるまちづくりを目指した取組を町民と共に積極的に進めていきたいと考えております。

この計画は、3つの基本目標、挑戦し続ける産業づくり、生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり、日本が誇る四万十川流域の環境づくりを大きな柱とした四万十町の今後10年の総合的な計画です。

平成29年度においては、引き続き四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進と共に、総合振興計画に掲げる将来展望の実現と、公約に掲げた“活力あふれる四万十郷の創造”に向け、子育て支援、移住定住の促進、地場産業の振興、中山間地域の活性化に力を入れて取り組んでいきたいと考えております。

また、まちづくりを進める上で非常に重要な人材育成の面では、この4月に設置を予定しています人材育成推進センターを中心に、実行2年目となる人材育成基本方針に基づき、住民や行政、関係機関などとの連携・協働による四万十町ならではの人材育成の推進にさらに力を入れて取り組んでまいります。

次に日本の人口減少問題においては、統計開始以来、年間出生数が初めて100万人を割り込む見通しとなり、東京でも2025年を境に人口が減少に転じると見込まれております。

社会の持続的な成長を考える上で、新しい世代がこのまま減り続けることは、資源に乏しい我が国にとっては死活問題でございます。

本町においても、現在まで人口は減少を続け、1955年（昭和30年）には4万人を超えていましたが、2010年（平成22年）の国勢調査では、半数以下の18,727人に、2015年には17,320人となっており、このまま減少が進むと2040年（平成52年）には1万人を割り込み、2060年（平成72年）には5,800人台となる推計されております。

人口減少は、地域経済の規模縮小や社会保障費等の負担増、日常を支える機能の低下など、あらゆる面で地方の活力を弱めると共に、さらなる人口減少につながることであります。

この悪循環に歯止めをかけるために、地域住民を始め、産業、行政、教育機関等が一体となって問題意識を共有し、直面する課題に対し、危機感とスピード感を持って、取り組む必要があります。

町長就任4年目で仕上げの年となる平成29年度は、これまでの取組をさらに継続・発展させると共に公約実現に向け、成果の見える取組を積極的に進めていきたいと考えており、今議会には、第2次総合振興計画と四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略の重要施策である外商の強化、地場企業の育成、観光戦略の推進、移住定住の促進、さらには四万十川対策の一層の推進のため、行政組織の再編に伴う条例改正を提案しております。

また、交流人口の拡大や地産外商の取組等に重点を置き、まちのにぎわいを創出するため、全国に誇れる四万十町ならではのまちづくりに精一杯取り組む所存でございます。

続きまして、平成29年度の当初予算案の概要についてご説明を申し上げます。

本町の予算編成の目安となる国の予算案は、経済・財政再生計画の2年目として現下の重要な課題に的確に対応しながらも、経済再生と財政健全化の両立を実現する予算として編成され、地方財政についても歳出を見直す一方、地方の一般財源総額を適切に確保するなど、地方に最大限配慮された予算となっております。

また、県の当初予算案は、前年度と比較して9年ぶりのマイナス予算となっておりますが、一般財源の縮小局面に対応する一方で、2年目となる産業振興計画等の目標達成と県勢浮揚に向け、国の経済対策に呼応した平成28年度の補正予算を含む15か月予算ではプラスとなる積極型を堅持した予算となっております。

このような情勢のもと、本町においても昨年度から始まった普通交付税の段階的な縮減による影響や、第2次四万十町中期財政計画に掲げた財政運営方針等を踏まえ、また一方では、計画の初年度となる第2次四万十町総合振興計画に掲げる将来展望の実現と、公約に掲げた活力あふれる四万十郷の創造に向け、国や県の動向等を注視しながら予算編成に臨んだところでございます。

この結果、一般会計当初予算額は157億9,500万円となり、前年度当初と比較して2億200万円、1.3%の増加となっております。このうちふるさと納税関連予算は、返礼品や事務費、基金への積立金で合わせて約19億3,900万円となり、ふるさと納税関連予算を除いた実質的な予算規模は約138億5,600万円と、前年度当初と比較して約6億2,600万円の減少となっております。

また、一般会計のほか10の特別会計と水道事業会計を合わせた全12会計の予算規模は、

会計間の重複分を差し引くと220億3,965万円となり、前年度当初と比較して約4億8,300万円、2.1%の減少となっております。

今後も、第2次四万十町総合振興計画に掲げた将来展望の実現と、公約に掲げた活力あふれる四万十郷の創造に向け、職員一丸となって取り組んでまいります。

町民の皆様並びに議員各位のご理解とご支援をお願いいたしまして、新年度の施政方針とさせていただきます。

続きまして、12月議会定例会以降の主要な行政運営等に関し、ご報告を申し上げます。

まず最初に、2016奥四万十博についてでございます。

昨年4月10日に開幕いたしました博覧会2016奥四万十博が12月25日に、その幕を閉じましたが、約8か月間の開催期間中には、多くの皆様が各市町の観光地や各種のイベントなどに訪れました。

この博覧会は、高幡広域5市町の連携により、地域を広くPRし、多くの方に奥四万十の魅力を知っていただくと共に、観光資源やイベントなどを磨き上げ、リピーターの増加など、閉幕後の来訪者の増加につなげる旅の誘客キャンペーンとして開催してまいりました。

現在、奥四万十博推進協議会が、開催期間中の観光動向調査の分析や奥四万十地域の今後の観光のあり方や考え方をまとめた広域観光の推進指針の策定を行っているところであります。

本町においても、この奥四万十博の取組を来年度以降の観光振興に生かすとともに、高幡広域の各市町との広域観光にもつなげていきたいと考えております。

最後に、この奥四万十博期間中にサポーターとしてご支援とご協力をいただきました企業や事業者、並びに住民の皆様を始め、関係各位の皆様に感謝申し上げます。

続きまして、志国高知幕末維新博についてでございます。

2017年は江戸幕府が政権を朝廷に返上した大政奉還から150年、2018年は明治維新から150年の節目の年に当たります。

幕末から明治維新にかけて、京や江戸から遠く離れた土佐の地にあって、坂本龍馬を始め、多くの偉人を輩出した高知県では、当時に思いをはせ、彼らを育んだ時代につながる土佐の風土・文化・食・自然などを知っていただくため、2017年から2か年にわたり、志国高知幕末維新博が開催されます。

去る3月4日には、高知城追手門周辺でオープニングセレモニーが行われ、本町の商工

会を中心に窪川地域の皆様が育ててきた谷干城ミュージカルが上演されました。

谷干城ミュージカルは、今年で20回目となる節目の年でもあり、このミュージカルの上演のほか、谷干城の歴史的な資料収集、展示会等を企画・検討しておりまして、先般、谷干城の数々の資料を所持・保管している熊本市に表敬訪問し、維新博の説明と資料の提供など、協力・支援をお願いしてきたところでございます。

また、商工会や地元の有志の皆様が銅像建立を計画しているとお聞きしております。町といたしましても、町民の皆様到我町の歴史的な偉人谷干城の情報を提供すると共に、支援も検討したいと考えております。

今後は、歴史と文化をキーワードにした観光振興を奥四万十博以降の取組の一つとして捉え、県や町の商工会、歴史家の皆様のご支援やご協力をいただきながら、維新博を契機として郷土が生んだ谷干城を全国に情報発信し、維新博を盛り上げると共に、新たな観光客の誘致につなげる取組を進めていきたいと考えておりますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上で行政報告を終わります。議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力を改めてお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（酒井祥成君） これで町長の施政方針及び行政報告を終わります。

これより議案を順次提案いたします。日程第5、報告第3号、第4号を報告後、日程第7、議案第1号から日程第17、議案第11号までの11議案を上程説明、審議、採決後、日程第18、議案第12号から日程第44、議案第38号までの27議案は提案理由の説明のみとし、質疑・討論・採決は後日を予定しております。日程第45、陳情第28―15号を採決後、日程第46、陳情ははそれぞれ所管の常任委員会に付託を予定しております。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第5、報告第3号専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）、日程第6、報告第4号専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を一括報告とします。

提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第3号及び報告第4号専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

まず、報告第3号につきましては、昨年10月14日に、昭和小学校及び十川中学校の児

童・生徒をスクールバスで輸送中、町道大井川八木線の狭いカーブで対向車と接触し、車体に損傷を与えたことによるものでございまして、この度車両の損害額4万7,500円の損害賠償金を支払う旨の示談が成立いたしましたので、本年2月7日、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分を行った旨を、同法同条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

続きまして、報告第4号につきましては、本年1月10日、自動車町道久保川河内線を走行中、落石があり、車体に損傷を与えたことによるものでございまして、この度車体の修理費用といたしまして、5万1,840円の損害賠償金を支払う旨の示談が成立したため、地方自治法第180条第1項の定めによる専決処分を行った旨を、同法同条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

以上でございます。

○議長（酒井祥成君） これで提出者の報告を終わります。

4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） 報告第3号についてお伺いをいたします。

物損事故ということで、児童・生徒、それから運転手の方々、けががなかったというふうに理解をいたしますが、双方とも走行中の接触事故ということで、この過失の割合をお伺いをいたします。

それと、相手方の修理代の全額、全金額、これをお示しいただければと思います。

○議長（酒井祥成君） 総務課長樋口君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） お答えを申し上げます。

事故の責任割合についてですけれども、これは50対50ということで示談が成立しております。それから相手方の自動車の修理代でございますけれども、総額で9万5,000円でございます。50対50の責任割合でありますので、その2分の1の4万7,500円を賠償しようとするものでございます。

○議長（酒井祥成君） 4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） ありがとうございます。

相手方の車の破損状況を見ていると、かなり要ってるかなと思ったんですが。過失の割合は、相手方がちょっと高いかなという感じで見ていましたけど、50%ということ。

それで、今後について、このような賠償額の決定について、いつも同じように過失の割

合とかいうのを質問をいたしますが、この内容の記載の枠の中で、過失の割合というのを常に入れてもらったら、いつもいつも同じような質問をしなくても済むんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（酒井祥成君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） 確かに議員おっしゃられるとおりでと思いますので、ちょっと検討いたしまして、できれば加えるようにしていきたいというふうに考えております。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第7、議案第1号町道路線の認定について、日程第8、議案第2号町道路線の廃止について、以上、議案第1号及び議案第2号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第1号町道路線の認定について、議案第2号町道路線の廃止について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第1号につきましては、整理番号700、壺斗俵1号線を町道路線に認定しようとするものでございます。

本路線につきましては、県道窪川船戸線より分岐した路線で、住家が7戸存在し、地域の生活道として利用されていることから新たな町道として維持管理を行おうとするものでございます。

続きまして、議案第2号につきましては、町道整理番号271、天ノ川2号線を廃止しようとするものでございます。

本路線につきましては、県営立西地区ほ場整備事業により、地区内に編入されていることから、現況が町道の認定基準に該当する状況にないため、道路台帳から削除するものでございます。

町道の認定につきましては道路法第8条第2項、町道の廃止につきましては道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございますので、ご審議

の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（酒井祥成君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第1号町道路線の認定についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第1号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

これより議案第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第2号町道路線の廃止についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第2号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第9、議案第3号平成28年度四万十町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第3号平成28年度四万十町一般会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、事業遂行に当たって早急に対応せざるを得ない経費や、国の補正予算関連事業のほか、本年度最終の補正予算となっていることから、事業費の確定見込みによる精査や各節の減額、組替えといった所用の予算措置を講じたところでございます。

それでは、歳出予算の主な内容につきまして、予算科目の順にご説明申し上げます。

まず、2款総務費でございますが、1項6目企画費の中間管理住宅改修事業におきまして、平成29年度当初予算から前倒し3棟分と合わせて2,420万円を追加計上する一方、若者定住促進や、家族支え合い居住支援、移住者等賃貸住宅家賃助成の各補助金につきまして、実績見込みをもとに減額を行っております。

続きまして、6款農林水産業費でございますが、滞在型市民農園におきまして、空室に伴う施設利用料の減収等により管理運営費に不足が生じる見込みとなったことから、指定管理料として211万2,000円を計上したほか、国の補正予算関連事業といたしまして、地域が有する課題の解消に向け、きめ細かな農業施設の整備を実施するため、用排水施設の改良工事費で3,930万円を計上いたしております。

また、3項2目水産業振興費の興津水産物鮮度保持施設では、現在使用している冷凍機用のフロンガスが平成32年で生産中止となることや、施設の老朽化等に伴い、修繕も必要なことから、代替フロンに対応した冷凍機へ交換するための工事費として192万3,000円を計上いたしております。

続きまして、7款商工費でございますが、平成28年度から29年度の2か年で改修を進めております松葉川温泉におきまして、外壁工事の追加等が生じたことから工事費で604万9,000円を追加計上したほか、興津キャンプ場やウエル花夢、道の駅四万十大正などの観光施設におきまして、設備等の修繕工事といった観光シーズンを前に早急に対応せざるを得ない経費につきまして所要額を計上いたしております。

続きまして、9款消防費でございますが、震災後における被災家屋調査用品や毛布といった備蓄用消耗品費で246万5,000円を計上する一方、志和地区津波避難対策等を始めとす

る各種工事費及び補助金等につきまして、事業費の精査等により減額を行っております。

続きまして、10款教育費でございますが、2項及び3項の小中学校費では、早急に対応せざるを得ない学校施設設備の修繕工事費等として合わせて497万9,000円を計上いたしております。また、4項の社会教育費では、十和地区に整備を予定しておりました児童公園につきまして、当初に予定しておりました建設用地での整備及び代替地の確保が困難となったことから、本年度の整備を見送ることとし、工事費で1,390万2,000円を減額する一方、5項の保健体育費では、雨漏りが発生しております旧志和小学校体育館の修繕工事費として102万6,000円を計上したほか、各種保健体育施設の修繕費用を追加計上いたしております。

最後に、11款災害復旧費でございますが、12月に行われました災害査定の結果に伴い、農林施設で412万円、公共土木施設で5,775万円、合わせて6,187万円の追加補正となっております。

以上が歳出の主な内容となりますが、これを賄う歳入といたしましては、各事業の進捗状況等をもとに補助金、町債及び基金繰入金等の確定見込額について精査を行うとともに、既にご決定をいただいております公債費等の繰上償還に係る財源を減債基金繰入金から一般財源に組替えることとし、減債基金繰入金1億6,097万3,000円を減額するなど、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりとなっております。

以上の結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ3億2,000万円の減額となり、累計予算総額は、歳入歳出それぞれ167億1,000万円となったところでございます。

続きまして、繰越明許費の補正でございますが、国の補正予算関連事業である農業基盤整備促進事業を始め、空き家対策総合支援事業や栗ペースト加工施設整備事業、町道改良や橋梁長寿命化対策事業、津波避難施設整備事業、災害復旧事業などで合わせて8億2,311万円となっており、一般会計補正予算（第3号）により、既にご決定いただいた分と合わせまして19事業、8億7,711万円につきまして、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費として第2表に記載のとおり追加計上をいたしております。

最後に、地方債の補正につきまして、事業費の精査等に伴い、第3表に記載のとおり、各地方債の限度額を変更しようとするものでございます。

以上が、補正内容の主な概要となっておりますが、引き続きより一層健全財政に努めてまいりますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（酒井祥成君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 一点だけお伺いします。

説明資料の2ページの下段、松葉川温泉の改修事業の中のこの説明で、当初2,100万円で改修をやっていた途中で、また新たな「対策が必要となった箇所の新設工事」、それとその後、「安全上の問題が指摘されている施設を改修する。」とありますけれども、具体的にそれぞれ「追加の工事」はどういった工事なのか。それと「安全上の問題が指摘されている施設」とは何なのかをご説明願いたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 商工観光課長下藤広美君。

○商工観光課長（下藤広美君） それでは、説明資料の2ページ、松葉川温泉の改修事業の工事の内訳というようなご質問であったと思います。

この内訳ですが、まず、現在工事を進めております、特に外壁の補修の工事を今、主に行っておりますが、工事に当たりまして足場を組みまして工事をしておったところ、近くで目視したところ、東西の面のしっくい壁が非常にひび割れとかまた浮き上がりとかいうことがありまして落下の危険性があるというところで、その補修を行うということで要求をしておりまして、現在足場も使用しておりますが、足場を撤去しますと、また次に工事をするとき、来年度以降足場が必要になっておりますので、手戻りということも防ぐということで今回、足場のあるうちにそういった補修もしておきたいというところで、およそこの工事が430万円ぐらいです。

それと、安全面というところですが、電気保安協会のほうの検査がございまして、そういった部分で非常用の照明器具とかその設置、そういった修繕が必要ということになりまして、その部分で約80万円とかが計上されております。

そういったことで改善命令といいますか、保安協会からの指示ということで、それに対応するための工事でございます。

以上でございます。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

16番西原真衣君。

○16番（西原真衣君） いろいろございます。

まず一番最初に、16ページですが、低廉な高齢者生活支援住宅使用料、これマイナス150万円の補正となっております。それで、中尾町長の公約でありました金上野に造られました高齢者安心生活支援住宅、その入居状況についてこの補正額が気になりますので、お伺いしたい、これが一点目です。

それから次に、28ページ、職員採用試験手数料マイナス9万1,000円の減額となっております。職員採用試験というものはどのように作成されているのか。どこが作成しているのかということをお伺いしたいです。

それに関連しまして、私、過去に情報公開請求をしたことがあります、過去の試験問題を。非開示でした、公文書不在で。それは、試験問題が試験後直後に返還しなくては行けないと、委託契約があるということで、それも踏まえて、採用試験に関して委託先と、すぐに返還しなきゃいけない契約を結んでいる理由、これをお聞かせいただきたいと思えます。

続きまして、政策課題研究会研修委託料76万7,000円があります。これは、職員、副課長が対象の政策課題研究会、職員の政策立案能力の養成と聞いております。たしか委託先は日本経営協会。これで副課長が職員研修を受けまして、例えばレポートの提出等があったか。その研修成果をどのように検証されたのか。これをお伺いしたい。

それから、続きまして29ページ、建物災害保険料、これは公共施設の建物災害を一括して保険料を払っているものだと思うんですけど、これの保険料の拠出先と、そしてその保険料が一般の火災保険に比べて有利なものかどうか。この確認をしたいと思えます。

続きまして、31ページ、家族支え合い居住支援事業補助金、これがマイナス700万円の補正となっております。若者定住促進支援住宅補助金、これもマイナス1,000万円の補正となっております。ということは、この補正額から見まして、当初の予定より、これも中尾町長の公約でありましたが、応募者が少なかったのではないかということについてお聞かせ願いたいと思えます。

続きまして、これは同じことですが、39ページ、低廉な高齢者住宅に関して補正が続いております。管理委託料補正、マイナス補正、それから住宅整備設計委託料、マイナス補正です。現在あります金上野の高齢者住宅の入居状況について確認を、再度になりますが、させていただきたいと思えます。

49ページ、江師農林水産物集出荷施設加工場電気工事費24万9,000円、これが補正で上

がってきております。ここの江師の農林水産物集出荷加工場が現在どのように、どの企業によって使われているのか。どのようにこの加工施設が使われているのか、これについて把握をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山本康雄君） お答えをいたします。

まず最初に、16ページの低廉な高齢者生活支援住宅使用料の減額と、39ページにあります、低廉な高齢者生活支援住宅管理委託料の減額、それから設計委託料の減額に伴う現在の金上野住宅の入居状況というところであろうかと思えます。

現在のところ1名の方が入居をされておまして、あと2名の方に入居許可を出しております。残り2名の方につきましては、今、入居の準備をしている状況でありまして、現在は1名の入居になっておりますけれども、2名あと追加で入居の予定でございます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 総務課長樋口君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） お答えを申し上げたいと思います。

まず、職員採用試験手数料の9万1,000円の減額に関連するご質問でございますけれども、委託先は日本試験センターというところございまして、そこと契約を締結して試験を行っております。試験問題につきましては、そことの契約上、直ちに返却するという条項が規定されておまして、それに沿って試験終了後には直ちに試験問題については返還をしておるというところでございます。

それから、政策課題研究会研修委託料の減額に関連するご質問でございますけれども、議員おっしゃられましたように、副課長クラスを中心に政策形成、課題解決に係る研修を実施いたしまして、2組に分かれまして2日間、延べ4日間の研修を行ったところございます。これについてレポート等は提出をさせておりませんが、今後の政策形成、課題解決に役立てる研修になったものというふうに評価をしておるところでございます。

それから、建物災害保険料の減額に関するご質問でございますけれども、委託先は高知県町村会を通じまして全国町村会の賠償保険制度がありまして、そちらに加入をしておるところでございます。民間の、一般の建物災害保険に比べまして有利であるというふうに理解をしておるところでございます。

○議長（酒井祥成君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） それでは、31ページの家族支え合い居住支援事業補助金、また若者定住促進支援事業補助金について、減額が、それぞれ700万円、1,000万円という減額補正になっております。これについて、応募者が少なかったのではないかというようなご指摘でございますが、この二つの事業につきましては、当初の段階で10件ずつを予定しておりまして、それぞれ1,000万円ずつ補助金のほうを組んでおりました。ただ、申請が多かったということもありまして、9月に補正予算で計上いたしておりまして、最終的に若者定住促進支援事業につきましては25件の、現時点で申請があるという状況です。また、家族支え合いにつきましては8件の申請。それに見合う予算額に今回した関係で、最終的な予算額として、若者定住については2,500万円、家族支え合いについては800万円、この予算額、申請に応じて、これまでの予算額から差し引いた額を減額しているというところなんです。実績に基づいて精算をしているというところなんです。

○議長（酒井祥成君） 大正地域振興局長山脇一生君。

○大正地域振興局長兼地域振興課長（山脇一生君） 49ページの江師農林水産物集出荷加工場についてお答えをしたいと思います。

補正額24万9,000円でございますけれども、どこの企業がどのように使っているかというご質問でございました。現在、企業組合しまんとか、主にカボチャでございますが、の集出荷場としての利用をしております。平成26年度までは加工の方もしておりましたけれども、今現在、加工については赤字が多いということでやっていないところでございます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） お伺いします。順番どおりに言いたいところなんですけど、それでは、金上野高齢者生活安心支援住宅、これが現在1人入居で、準備中が2人、たしかあそこは8室ありませんでしたか。ということは半分埋まっていないということにはならないでしょうか。

それから、試験問題に関しまして、樋口課長から答弁がありました。これはたしか試験センター、これは私が把握しております範ちゅうでは人事試験研究センター、これは人事院の外郭団体ではないでしょうか。そこのところを確認させていただきたいと思います。

それから、政策課題にかけまして、これは政策課題の研修のレポートの提出等はないということなんです。けど、これはたしか当初にも計上されていると思います。

これで、気になりますのは、高知広域連合というものがあまして、宝くじ交付金によって運営されております。そこに研修すると、このような委託料は発生しなくて済むんじゃないかと。高知広域連合というところはこのような職員を対象にした政策研修、政策についての立案能力養成研修というようなことは行っているのじゃないんでしょうか。であれば、委託料は別途発生しなくても済むんじゃないでしょうか。その観点でこの質問をさせていただきたいと思います。

それから、若者支援住宅、家族支え合い住宅に関しては、それぞれ25件、8件の、累積ですか、申込があったということで、私の懸念はひとまず払拭されました、これは応募が少なかったせいではないかというふうな観点に基づいて最初の質問はさせていただきました。

江師の加工場なんですけど、これはカボチャの集出荷に使っている。そして、使っているところは企業組合しまんとであるということが分かりました。そこで、この加工施設とこれ呼ばれているので、当初設立時にはこの加工設備にやっぱり多額の公金が拠出されたのではないかと想像いたします。山脇局長が記憶にある範囲で、最初にここの加工施設に加工整備、加工のための機械というのがあるはずなんで、加工施設ですから、集出荷というのと加工は別の概念ですよ、加工のための設備の導入時に掛かった、その費用、それが分かりましたら、概算で結構ですので教えていただきたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） お答えを申し上げます。

試験問題の委託先につきまして、正式名称は確かに議員がおっしゃるとおりのところでございます。失礼をいたしました。それで、その団体が人事院の外郭団体であるかどうかにつきましては、私のほうでは申し訳ありませんが承知をしておらないところでございます。

それから、政策研究の研修について、人づくり連合がやっていないかというご質問でございますけれども、こうち人づくり広域連合につきましては、講師派遣研修といいまして、確かに職員が研修を行う場合に1日なり2日なりについての講師の派遣についての費用を補助していただけるという制度はあります。

ただ、今回の研修につきましては、当初その研修のやり方についていろいろ検討したところでございます。例えば数名のグループを編成して年間数日間を掛けて実際に政策をつくり上げていくといったような研修を行うというようなことも当初には考えておりました。

て、その研修方法につきまして、そういったことになると、人づくり連合の補助というのではないわけでございまして、そういった実施方法を検討の結果、町単独で事業を行うということになったということでございます。

○議長（酒井祥成君） 加工施設の件につきましては、これは江師農林水産物集出荷場の電気料金の関係でございますので、その内容について答弁する必要はありません。

町長。

○町長（中尾博憲君） 議員のご質問に対して、私のほうからもお答えを申し上げたいと思います。

この人材育成の職員の副課長クラスの研修においては、私の公約実現のためにやはり今後管理職となり得るべき人材を育成しようという観点から研修をしたところです。

じかに、先ほど総務課長のほうの説明もございましたが、人づくり広域連合との接触、情報提供をいただく中で、一定の講師陣がおるということ、私がじかにその講師が高知県に入って研修を行っておるところに出向いて講師の人選をいたしました。当初、先ほど申し上げましたように、我々の町の地方創生総合戦略の実現のための、今後の管理職としてのやはり適正な人材育成という部分で、一気にそういったことを始めようということで計画しておりましたが、やはりこういった総括主幹も基本的に入っておりましたので、一定のレベル均衡を図るため、また公平平準化を図るために今回入口部分の、入口部分といえますか、課長補佐クラスの研修内容になったところです。

先ほど来、総合振興計画の中でも申し上げましたが、今後は我が四万十町の課題についてしっかりどの部署にいても、しっかり総合的な観点から事業推進ができる、人事管理ができる、労務管理ができる職員の育成というのは、今回で終わったわけではございませんので、今後引き続きそういった観点から研修をしていきたい。研修の機会を与えていきたいと考えておりますので、今後においてそういったところでまたご質問いただければというふうに思います。

もう1点、家族支え合い支援住宅、これについては私の公約でございまして、私の全て（P24訂正あり）の責任があるところでございますが、今3人の入居者を予定しております。当初、それぞれの地域に3棟予定しておりましたけれども、やはり最終的に様々なアンケート、また聞き取りを行った結果、なるだけ地域で暮らせるうちは暮らしたいというようなこと、さらには今後、病院とか、例えば通院が必要になった場合において利用したいというようなこ

とが多くありました。

ですから、福祉というのは、高齢者福祉においても児童福祉においても、やはりきつきつの施設の中ではなかなかそういった利用者の方々に満足いただけない、また不安を与えるというようなことで、やはり私としてはまず金上野のこの家族支え合い住宅、様々な使い方ができます。例えば、介護が必要な場合においてはそこでヘルパーも呼べますし、給食サービスも受けれますので、今後幅広い使い方の中でそういった方に提供できるような環境を整えば、是非ご利用していただきたいと思いますが、結果として、あの施設が利用しなければいいという環境が一番いいわけでございますけれども、私が町内を歩いた中では、恐らく近々のうちにそういった必要な方が出てくるということで、現在充足率については8分の3ということで、5室の、空いておりますけれども、今後必要になるという見方をしておりますので、その辺のご理解をいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 3度目の最後の質疑をさせていただきます。

まず、樋口課長は御存じないと、外郭であるかどうかということですよ。採用試験をつくっている、人事試験研究センター、正式名称です、今、試験センターとおっしゃいましたけど。私が過去に調べた範ちゅうでは、これは人事院の外郭であり、町村会の方もそう言っていますので、是非後から調べていただきたいと思います。

それから、次に政策課題研究会、これはだから町長自らが講師の選任に行かれたと、それは存じ上げませんでした。けど、これ、政策課題、だからこそ青写真をつくる、具体的に、樋口課長の答弁がありました。グループに分かれて、政策を具体的につくってみると。

ところが、中尾町長は、総務、人事の管理の専門家の養成と言いました。どこにポイントがあるのか、非常に私は疑問を持ちました。政策なのか総務人事管理なのかということですね。ポイントがむしろ絞られていないような印象を受けましたので、そのところを最後に答弁いただきたいと思います。

それから、江師のことに关しまして、これ以上の質問を議長から止められましたけど、電気工事費についてだけ質疑できるということはおかしいと思います。加工場であるので電気工事費が発生する。だから加工場について、自分が把握できてない部分を把握する質問によって、これを聞いている方々もその内容について周知にもなるわけですよ、理解も

進むわけです。また同時に、何らかの疑問が生じるかもしれない。これは関係ないことであるとは思えないので、私はいささか、私見ですが、今の議長の議事整理には問題を感じます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） まず、先ほどの訂正をさせてもらいたいと思います。私が今さっき申し上げました、金上野の住宅を家族支え合いと表現しましたけども、ちょっと混乱しておりまして、高齢者の支援住宅ということでございますので、訂正させていただきたいと思います。

それから、今ご質問の、総務人事管理という表現を申し上げましたけども、当然、政策課題も取りまとめをして政策立案をするという、先ほども総務課長が申し上げたとおりでございますので、総務人事管理に特化したということではないですので、その辺のご理解をいただければと思います。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 町長の説明の中で出てくるかなと思っていたんですが、出てきませんでしたので、1点だけ減額補正について質問させていただきたいと思います。

予算書のほうの60ページです。防災費の中で、避難所用のラジオ難聴対策工事費ということで、減額補正で898万5,000円、約900万円の減額補正が上がってきております。これは私も一般質問でもさせてもらいまして、固定的なラジオの整備をしていくというのに、莫大なお金が掛かり過ぎるんじゃないかという質問をした中でのものだと思いますけれども、こういった大きな減額補正になったまでの経過、それからどのような対応がなされたのか、そこら辺の説明を聞かせていただきたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） 補正予算書6ページの避難所用ラジオ難聴対策工事費の減額の件について説明させていただきます。

このラジオの設置につきましては、当初予算そして一般質問等でもいろいろと質問があったところでございますが、当初の計画では平成27年度に調査等行いました61施設について、ラジオそしてアンテナの設置工事を行うということで予算計上していたところでござ

います。

その後、いろいろ検討も重ねまして再度ラジオ等の調査も行う中で、課内でも協議いたしまして、設置工事をするというところではなくて、避難所のほうへラジオを設置できて聞けるところについてはもう工事はいいんじゃないろうかという協議もありまして、その中で県とのほうとも補助金の関係がありまして協議を進めてまいりました。その中で、協議最終結果では、ラジオ、備品という形に最終はなったんですが、ラジオを設置するだけでも補助の対象にしてくれるということがありましたので、再度検討の中で減額というところになったところでございます。

その中で、アンテナを立てなければ聞けない箇所もありましたが、アンテナについては避難をした避難所のほうで随時対応していただき、ひも、針金等外部へ応急的に付けていただいて、ラジオのほうへ配線していただくような対応も考えれば、設置工事十何万円、見積額でいくと十何万円の設置工事が掛かりますので、その分も減額できるんじゃないろうかということで、最終的にはラジオ本体63個、避難場所のほうへ設置するという形で今回の減額となったところでございます。

そのような状況で県とも協議した結果、ラジオの設置とアンテナについても室内へ置いて臨機応変に対応していただくような対応にしたところでございます。利点といたしましては、避難場所、所定の集会所等がありますが、もしそこが使えなくてもそのラジオを持って別の避難場所のほうでも聞けるということもありましたので、そういう点も考慮して今回の減額となったところでございます。

○議長（酒井祥成君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 説明よく分かりました。柔軟な対応をされたんだなというふうに感じました。評価して聞かせていただきました。どうもありがとうございました。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第3号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第3号平成28年度四万十町一般会計補正予算（第4号）を採決します。  
議案第3号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。10分間の休憩とします。50分まで。

午前10時40分 休憩

午前10時50分 再開

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10、議案第4号平成28年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、日程第11、議案第5号平成28年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第3号）、日程第12、議案第6号平成28年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第3号）、日程第13、議案第7号平成28年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第3号）、以上、議案第4号から議案第7号までの4議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第4号から議案第7号までの各特別会計補正予算につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第4号平成28年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、主に予算の精査によるものでございますが、主な歳出といたしまして、12月診療分まで確定いたしました医療費をもとに推計した結果、2款の保険給付費で1億6,842万円、7款の共同事業拠出金で6,500万8,000円を減額しております。また、後年度の財政負担に備え9款の基金積立金において財政調整基金6,000万円を追加計上しております。

一方、歳入でございますが、3款の国庫支出金で9,367万5,000円、5款の療養給付費交付金で5,752万1,000円、7款の共同事業交付金で3,783万6,000円などがそれぞれ減額となっております。

以上、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ1億8,550万円の減額となり、累計予算総額は32億5,700万円となっております。

なお、この補正予算案につきましては、去る3月2日四万十町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいております。

続きまして、議案第5号平成28年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算(第3号)につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、主に予算の精査によるものでございますが、歳出におきまして1款の総務費で職員人件費などの減により922万1,000円、2款の医業費で医薬材料費などの減により450万6,000円をそれぞれ減額しております。

なお、これを賄う歳入といたしましては、診療収入で2,995万5,000円の減収見込みとなる一方、国の国保特別調整交付金の決定により国保会計繰入金で995万1,000円を追加計上するとともに、なお不足する1,010万7,000円につきましては一般会計より繰り入れることとしております。

これにより今回の補正は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ1,470万円の減額補正となり、累計予算総額は4億1,950万円となっております。

続きまして、議案第6号平成28年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算(第3号)につきましてご説明申し上げます。

今回の主な補正の内容でございますが、予算の精査により歳出の医業費で36万8,000円を追加計上する一方、総務費で306万8,000円、積立金で140万円を減額しております。

なお、これを賄う歳入につきましては、諸収入で196万4,000円を追加計上する一方、診療収入で587万2,000円、使用料及び手数料で19万2,000円をそれぞれ減額しております。

これにより、今回の補正は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ410万円の減額補正となり、累計予算総額は1億60万円となっております。

最後に、議案第7号平成28年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算(第3号)につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の内容でございますが、予算の精査により歳出の人件費で6万2,000円を減額する一方、医業費で6万2,000円を追加計上しております。

また、歳入におきましても、県支出金で13万2,000円を減額する一方、診療収入で13万2,000円を追加計上しております。

これにより、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、補正による増減はなく、累計予

算総額は補正前と同額の1,070万円となっております。

以上4件の補正予算につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（酒井祥成君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） まず、78ページなんですけど、療養給付費交付金というのが5,752万1,000円の減額になっているんですけど、この要因について伺いたいと思います。

続きまして、91ページの説明のところに保健事業講師謝金、これがマイナス9万円の減額になっています。この保健事業講師というのはどのようなことを講演される講師であったのか、そして減額になった理由は何なのかということを知りたいと思います。

続きまして、104ページの説明のところの一番最後に、強電解水生成装置保守点検委託料というのがあります。強電解水というのはどのような効用を持ち、そしてどういう目的の治療に使われているものなのかということをお伺いしたいと思います。

それから、続きまして113ページ。一番最後に、長寿社会づくりソフト事業交付金というのがあります。これはどこによって交付されたものであり、どういう目的を持っているものである交付金であるのかということを知りたいと思います。

それからちょっと前後しますが、ジェネリック医薬品ということがありましたので、ジェネリック医薬品というのは今、医療費の削減のために非常に普及が勧められているものであると思います。今、四万十町におきまして、ジェネリック医薬品の普及率の把握があれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 田辺卓政策監。

○政策監（田辺卓君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

104ページの強電解水生成装置保守点検委託料のことでお尋ねがございました。これは、強酸性水をつくる機械でございまして、院内の感染予防に使っております。以上でございます。

そして、113ページ、長寿社会づくりソフト事業交付金でございしますが、これの目的といたしましては、へき地医療に従事する医師等は過疎化に加え少子高齢化が進む中、地域

に密着した医療が要求されることから、各診療科目に精通した医師を養成するために知識と技術向上のための研修を行うものでございます。

そういうことで、事業の効果といたしましては、国保診療所に勤務する医師の幅広い知識と技術習得のため、毎週1回高知医療センターに医師を派遣し、臨床事例等の研修を行うと共に、年4回の産業医学研修を行い、産業医に必要な知識を習得し医療技術の向上が図られたものと思っております。

以上でございます。

○議長（酒井祥成君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） 私のほうからは、まず一点目に予算書78ページの医療給付費交付金、これの減額についてということでご質問いただきました。

御承知のとおり、国保の運営につきましては、国・県から交付金調整金をいただいて運営をしているわけですが、今回のこの医療費につきましては、医療費の減額と、年間の当初の見込みから、医療費の減額があったという形でその分の交付金等が減額になったという形でございます。

次に、91ページの保健事業講師謝金という形の部分でございますが、これにつきましては、特定健診というような形と連動いたしまして健康づくりの講師をお招きして開催する部分でございます。少し、ちょっと手元に資料がないので、どういう方を講師として派遣したかということにつきましては、資料を持ち合わせていないところです。

次に、予算書88ページのジェネリック医薬品普及促進事業委託料の関係で、町内の普及率という形の部分でご質問をいただきましたが、ちょっとこれも手元に資料がないために正確な数値は即答できませんが、県下でもかなり上位のほうにあるという形になっております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私のほうから、ジェネリック医薬品の普及率、使用率については、せんだってちょっと私が見た資料では高知県で一番普及率が高い町でございます。たしか70%前後だったと思いますが、非常に優位なところで、これは現場の医師始め医療関係者の皆さん方の本当にご支援のたまものだというふうに感謝して戻った記憶、しておりますので、高知県でたしかトップクラスの普及率だというふう認識をしておるところでございます。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

4 番緒方正綱君。

○4 番（緒方正綱君） 78ページ、入の部分で、4 款の県支出金についてお伺いをいたします。3 款で国庫支出金、減額になっております。それに、右へ倣えという形で、普通は県支出金も下がってくるんだ、減額になってくるんだらうと思いますが、県負担金が増額になっておりますが、これについてお伺いいたします。

○議長（酒井祥成君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えいたします。

78ページの県支出金のほうで医療費の減によって、それぞれの調整交付金のほうは減額になっているということで、県の補助金のほうも2,000万円減額になっておりますが、この1のほうの県負担金につきましては、高額医療の拠出負担金という形ですので、また医療費の増減とは算定が違うということで県のほうから示されている分でございますので、よろしくをお願いします。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） これで質疑を終わります。

これより議案第4号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号平成28年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第4号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

これより議案第5号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号平成28年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第5号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

これより議案第6号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号平成28年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第6号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

これより議案第7号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第7号平成28年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第7号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第14、議案第8号平成28年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）、日程第15、議案第9号平成28年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、以上、議案第8号及び議案第9号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第8号、議案第9号の各特別会計補正予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第8号平成28年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正におきまして、保険料収納額の実績見込がおおよそ判明したことに伴い、歳入では保険料の追加計上、歳出では広域連合納付金の追加計上をいたしております。

また、後期高齢者健診の受診条件緩和により受診者数が平成27年度と比較して大幅に増加したことに伴い、歳入では受託事業収入の追加計上、歳出では後期高齢者健診等事業費の追加計上をいたしております。

以上、第1表歳入歳出の予算補正に記載のとおりでございます。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ500万円の追加補正となり、累計予算総額は3億910万円となったところでございます。

続きまして、議案第9号平成28年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、本年1月までの事業実績に基づく予算の精査によるもので、主な内容といたしまして、歳出では2款保険給付費で今後の給付費を推計し、減額及び組替措置等を行い、また5款地域支援事業費におきましては、諸事業費の確定見込による精査など必要な予算措置をしております。

一方、これを賄う歳入といたしましては、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりとなっております。

この結果、今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,080万円の減額補正となり、累計予算総額は26億2,500万円となっております。

以上、2件の補正予算につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げ

げます。

○議長（酒井祥成君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 後期高齢者医療について伺います。

国保会計ですと、例えばジェネリック医薬品とか事業とかあるいは特定健診事業とかで、健康増進等いろいろの削減を、同時に兼ねたような事業がなされていますが、後期高齢の場合は広域連合でやってることは存じ上げておりますが、四万十町もその構成1団体でありますので、後期高齢者保険事業においてどのような医療費削減のための事業が展開されているかの把握があれば教えていただきたいと思えます。

それと、介護保険に関しまして、介護予防事業とか、それから地域密着型生活支援、介護予防生活支援サービスとか、それから包括支援センターとか、そういう何か介護予防に重点がシフトしてなるべく要介護にならないようにしよう、そして介護保険の負担も減額していこうというふうな修正が国レベルでもあると思えます。

それで、お伺いしたいのは、この介護予防生活支援サービスの導入以降に要介護認定者がどのように減ったかとか、そのような数値の推移の把握があれば、それについてお伺いしたいと思えます。

それと、142ページ、説明のところの総務管理費一般管理費、一番最後に、日常生活圏ニーズ調査業務委託料、これが120万円の減額になっています。この減額の理由を。

それから、145ページ、これも右の生活支援体制整備事業費の中で生活支援コーディネーター嘱託職員報酬というのが、恐らくこれ1人分だと思うんですけど、185万6,000円減額になっております。この減額の理由。

それと、ちょっと気になりますのが、宅老所の運営費補助金というのが、もともと少ないというふうに、要望はあるんですけど、少ないというふうに認識していたにもかかわらずここでさらに減額になっています。このようなことで、その宅老所の運営費というのは地域の皆さんによって十分担われているのか、それで大丈夫なのかということについてお伺いしたいと思えます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） ご質問のほう、後期高齢のほうの健診事業等がないかというようにご質問であったと思いますが、まず、後期のほうにも健康保険事業がありまして、その中で健康診査、年1回無料で受診できるでありますとか、また人間ドック等への助成など、それから同じようにジェネリック医療の推進という形で周知等にも努めておるところでございます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） お答えをいたします。

まず初めに、介護予防事業にシフトしてから要介護者がどれぐらい減ったかという数値の把握があるかという点でございますけれども、手元には今持っておりませんので申し訳ございません。

それから、142ページの日常生活圏ニーズ調査業務委託料でございますけれども、これは単純に実績による減額でございます。

それから、宅老所補助金につきましては、現在宅老所の運営につきましては、13宅老所で14か所の運営がなされております。最高額が1か所当たり32万円となっております、それを全部使うとかいうことではございませんので、その関係で減額となっております。宅老所自体につきましては、高齢化も進みまして、宅老所を運営をされておる方が高齢化も進みまして、なかなか増えない現状もございまして、今回1か所また影野のほうで増えたという現状もございまして。

それから、145ページの生活支援コーディネーター嘱託職員報酬でございますが、これにつきましては、当初コーディネーターを2名雇用する予定でございましたが、1名の雇用にとどまり、残りの1名につきましては、包括支援センターの職員がコーディネーター兼務ということになりましたので、新たな雇用は発生いたしませんでしたので減額としたところでございます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 後期高齢者におきましても、国保と同じようなジェネリック医薬品、人間ドック、それから特定健診、健診ですよね、そのような事業が行われているということが分かりました。

それで、宅老所に関してなんですけど、これ減額、つまり全部予算を使い切れないというふうな、使い切らないので、余ったので補正をしたというふうに認識したんですけど、宅老所をやってる方々の高齢化はもとよりやっぱり運営費が足りない、運営費が足りないなので、もっと増やしてほしいとの要望とかはないんでしょうか。あと、影野で1か所増えたというのはよく分かりませんが、ひょっとしてあそこの影野のりん家のことではないかということをお願いしたいと思えます。

それから、生活支援コーディネーターのことは分かりました。だから、2人が1名で、包括支援センターの方が兼任されていると。生活支援コーディネーターという方の業務内容について、私、十二分の把握がないので、できましたら教えていただきたいと思えます。

それと、その介護予防事業の導入目的が要介護者の減少ですので、その把握が、今、健康福祉課長にはなかったようなので、それは是非会期中に答えていただきたいと思えます。

○議長（酒井祥成君） 質疑ですので、コーディネーターの内容等について、これは質疑の中ではできませんので。嘱託職員の報酬等について1名をこれは雇用しなかったということですので、こういうことで減額をしたという理由になっておりますので、その点については把握をしていただきたいというふうに思えます。

答弁のできる場所はありますか。

健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） お答えをいたします。

宅老所運営費の補助金が足りないということで、もっと増やしてほしいという要望があるかというご質問がございました。確かに要望はございます。そこにつきましてはまた検討をしていきたいというふうに思っております。

それから、影野のほうで増えたというところはりん家じゃないのかというところではありますが、りん家でございます。りん家という名前じゃございませんけれども、そちらが運営をするようになっております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 分かりました。やっぱりりん家じゃないかなと、りん家の方がそのようなことを話されていたので、じかに聞いた記憶がありましたので、やはりそうでし

たか。

宅老所に関してはやはり要望があるということで、それはそうだと思います。当然考えても、是非前向きに検討していただけたらと私のほうからも思います。

もうこれ三回目なんですけど、私、非常に議事整理が理解し難いんです。宅老所の減額の理由とそれがりん家じゃないかということとは別の質問ですので、もしお止めになるのであれば、それも止めなくてはいけないと思います。実に、その議事整理に整合性が見受けられないと思いますね。そうではないですか。減額の理由というのは、だから。

○議長（酒井祥成君） 議事整理権は議長にありますので、あなたがそこで言うことはありません。

○16番（西原眞衣君） 整理権があるかないかの問題ではなくて、議事整理権に疑問を呈する自由は私にあります。

以上です。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第8号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第8号平成28年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第8号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

これより議案第9号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第9号平成28年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第9号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第16、議案第10号平成28年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第10号平成28年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、歳出におきまして水道管理費では総務管理費の人員費で40万4,000円の減額補正となったほか、維持管理費では水道配水管等修繕費用及び光熱水費で合わせて275万円を追加計上する一方、建設改良事業費では3,374万6,000円を減額しております。

なお、これを賄う歳入といたしましては、補助事業に伴う国庫支出金及び町債を減額する一方、一般会計繰入金を追加計上いたしております。

この結果、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ3,140万円の減額補正となり、累計予算額は8億860万円となっております。

以上、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（酒井祥成君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 1点だけあります。簡易水道に関して、財源組替というのがありまして、それ、その他というところに分類されているので、具体的にその他の何であるの

かということです。156ページです。350万円財源組替。これ、特定財源のその他の何であるかということをお伺いしたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 上下水道課長高橋一夫君。

○上下水道課長（高橋一夫君） その他は一般会計繰入金になります。一応、一般会計繰入金と歳入、水道料金、それから起債等ございますので、かなり中で、充当の関係で、起債の元金のところが一般会計の繰入金とその他が、言えば、その財源内訳でありますので、それを調整するために起債の元金のところで調整しておりますので、この組替という形の表現になっております。

以上になります。

○議長（酒井祥成君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第10号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第10号平成28年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第10号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第17、議案第11号平成28年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第11号平成28年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

本事業は、貸付先から貸付金元利収入や県補助金が主な財源となっておりまして、平成28年度におきましても、不良債権に対する法的措置による貸付金元利収入は見込めることとなり、余剰となりました240万円を一般会計へ繰り出すこととしております。

この結果、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、今回の補正は、歳入歳出それぞれ240万円の追加補正となり、累計予算総額は2,400万円となっております。

以上、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（酒井祥成君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第11号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第11号平成28年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第11号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 懲罰に関する動議を提出します。

○議長（酒井祥成君） ただいま15番中屋康君から、地方自治法第135条第2項の規定によって、西原眞衣議員に対する懲罰動議が提出されました。この懲罰動議は8分の1の3人以上になりますので、所定の賛成者がありますので、成立しました。

ここで暫時休憩します。40分まで休憩といたします。

午前11時30分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（酒井祥成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいまお手元に配付のとおり、発議第1号西原眞衣議員に対する懲罰動議についてを日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて採決します。

この表決は起立によって行います。

発議第1号西原眞衣議員に対する懲罰動議についてを日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立多数です。反対者、西原眞衣君。したがって、発議第1号西原眞衣議員に対する懲罰動議についてを日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 追加日程第1、発議第1号西原眞衣議員に対する懲罰動議についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、16番西原眞衣君の退場を求めます。

〔16番西原眞衣君 退場〕

○議長（酒井祥成君） 提出者の説明を求めます。

中屋康君。

○15番（中屋康君） それでは、議長の許可をいただきましたので、発議第1号として、提出者の説明をいたします。

四万十町議会議長酒井祥成様。発議者、四万十町議会議員中屋康。賛成者、四万十町議会議員岡峯久雄、以降同じであります。同橋本章央、同味元和義、同水間淳一、同吉村アツ子、同緒方正綱、同下元昇、以上8名であります。

発議理由。

西原眞衣議員に対する懲罰動議。

次の理由により西原眞衣議員に懲罰を科されたいので、地方自治法第135条第2項及び

四万十町議会会議規則第110条第1項の規定により動議を提出いたします。

理由。

一昨年9月定例会で問責決議を受けるも、その後の発言や議員としての行為においても違反と認められる行動があることから、昨年5月の臨時会において、西原眞衣議員に対し四万十町議会議員政治倫理審査会（第1号）を設置し、4回の審査と聞き取り調査を行った結果、6月定例会において、町民の代表として品位と名誉を損なうような行為をした疑い及び町職員の公正な職務執行を妨げ、または町職員の採用等人事に関し、推薦、紹介するなど不適切な介入や働きかけをした。このことにより、西原眞衣議員に対し、全会一致で辞職勧告を決定した。

しかし、この決定結果を真摯に受け止めることはなく、その後においても議員としてのルールを無視するなど、反省の色は全くない。

さらに、昨年11月には、自ら辞職勧告についての弁明内容のチラシを不特定多数の町民に配布しているが、その中には個人情報保護の観点から全会一致で秘密会とした第3回四万十町議会政治倫理審査会（第1号）の議事内容を議員以外に漏らした内容である。

よって、四万十町議会会議規則第97条の秘密の保持に抵触しており、懲罰を求めるものであります。

以上、お諮りをいたします。

○議長（酒井祥成君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

中屋康君は自席にお戻りください。

16番西原眞衣君から、本件について一身上の弁明をしたい旨の申し出があります。

お諮りします。

これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 異議なしと認めます。したがって、16番西原眞衣君の一身上の弁明を許可することに決定をいたしました。

西原眞衣君の入場を許可します。

〔16番西原眞衣君 着席〕

○議長（酒井祥成君） 16番西原眞衣君に一身上の弁明を許可します。

16番西原眞衣君。できるだけ簡潔にお願いしたいと思います。

○16番（西原眞衣君） 私は、その審査会、四万十町議会議員政治倫理条例違反の審査会

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第1号西原眞衣議員に対する懲罰動議については、四万十町議会会議規則第111条の規定によって委員会の付託を省略することはできないことになっております。したがって、本件については8人で構成する四万十町議会特別議会懲罰特別委員会（第1号）を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 異議なしと認めます。したがって、本件については、8人の委員で構成する四万十町議会懲罰特別委員会（第1号）を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

ただいま設置が可決されました四万十町議会懲罰特別委員会（第1号）の経費につきましては、当分の間は平成28年度予算から支出するものといたします。

暫時休憩をします。

午前11時54分 休憩

午前11時56分 再開

○議長（酒井祥成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま設置されました四万十町議会懲罰特別委員会（第1号）の委員の選任については、四万十町議会委員会条例第8条第4項の規定によって、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。12番堀本伸一君、7番岩井優之介君、3番古谷幹夫君、17番橋本保君、13番榎野章君、14番武田秀義君、6番下元真之君、15番中屋康君、以上8名を指名します。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ご異議なしと認めます。したがって、四万十町議会懲罰特別委員会（第1号）の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

四万十町議会懲罰特別委員会（第1号）の委員が決定しました。委員会を招集しますので、委員長、副委員長の互選をお願いします。

四万十町議会委員会条例第10条第1項の規定により、ただいまから四万十町議会懲罰特

別委員会（第1号）を議長より招集します。

平成29年3月8日。

四万十町議会懲罰特別委員会（第1号）委員様。

四万十町議会議長。

四万十町議会懲罰特別委員会（第1号）招集通知。

委員長及び副委員長互選のため、四万十町議会懲罰特別委員会（第1号）を招集するから出席願います。

日時、平成29年3月8日午前11時58分、場所、東庁舎3階委員会室。

四万十町議会懲罰特別委員会（第1号）開会のため、ただいまより暫時休憩します。

午前11時59分 休憩

午後0時01分 再開

○議長（酒井祥成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

四万十町議会懲罰特別委員会（第1号）から、委員長及び副委員長をそれぞれ互選した旨の通知がありましたので、報告いたします。

懲罰特別委員会委員長堀本伸一君、懲罰特別委員会副委員長中屋康君、以上のとおりであります。

16番西原眞衣君の除斥を解きます。

〔16番西原眞衣君 着席〕

○議長（酒井祥成君） 西原眞衣君に申し上げます。

発議第1号西原眞衣議員に対する懲罰動議については、ただいま四万十町議会懲罰特別委員会（第1号）が設置されたことをご報告いたします。

これで暫時休憩します。午後は1時15分から開会したいというふうに思います。

午後0時03分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（酒井祥成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町民環境課長から、先ほどの答弁の中で答弁漏れがあったということがございますので、植村有三君より答弁を行いたいと思います。

町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） 午前中、国保特別会計補正予算の中で、16番議員からジェネリック医薬品の普及についてご質問いただきまして、資料を持ち合わせていませんで

したので、今お答えさせていただきたいと思います。

この部分につきましては、普及率ということで被保険者の方がどれだけジェネリック医薬品を利用しちゅうかという率でございます。四万十町の場合は65.59%で、町長のほうからもお話がありましたが、一昨年は県下で1位という形でしたが、現在直近の16年の10月の診療分におきましては、梶原町に次いで県下で二番目という形になっています。また%の差も1%ということで、今後とも向上に向けて取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第18、議案第12号四万十町人材育成推進センター条例について、日程第19、議案第13号四万十町移住支援住宅の設置及び管理に関する条例について、以上、議案第12号及び議案第13号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第12号四万十町人材育成推進センター条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

昨年4月に最重要課題である今後のまちづくりを支える人材の育成に戦略的に取り組むため、企画課内に人材育成推進室を設置し、現在まで本町における人材育成の基本方針や具体的な実施計画の策定に取り組み、また、昨年10月には農村地域活性化複合施設内に事務所を移転し、施設管理を含めた人材育成の活動拠点づくりにも努めているところでございます。

今後につきましては、人材育成の基本方針を踏まえた実施計画を効率的かつ効果的に進めるため、住民、行政、関係機関などの協働による多様な地域力を結集した体制づくりが必要だと考えておりました。施設の有効活用を含めた人材の育成に関する事務及び事業の運営を効率的に進めることができる体制整備といたしまして、人材育成に特化した機関となる四万十町人材育成推進センターを本条例に基づき設置し、より効率的かつ効果的に取り組もうとするものでございます。

続きまして、議案第13号四万十町移住支援住宅の設置及び管理に関する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、昨年度に高知県より取得いたしました旧県職員住宅を、本町へ

の移住または定住を促進することを目的とした移住支援住宅として活用するため、施設の管理、運営に関して必要な事項を規定した条例を制定しようとするものでございます。

本住宅は移住者の方の一時的な居所として位置付けており、利用期間は最長2年間としております。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（酒井祥成君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第12号及び議案第13号の2議案については、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号及び議案第13号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第20、議案第14号四万十町行政組織条例の一部を改正する条例について、日程第21、議案第15号四万十町お試し滞在施設条例の一部を改正する条例について、以上、議案第14号及び議案第15号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第14号四万十町行政組織条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、平成29年度から組織再編に伴うものでございまして、課名の変更、各課の所管業務の移管などによる改正が主な内容となっております。

本町では、合併後10年間のまちづくりの指針としておりました第1次四万十町総合振興計画の計画期間が平成28年度で終了することから、平成29年度を初年度とする第2次四万十町総合振興計画を作成し、今後この計画に基づきまちづくりを進めていくこととしております。

中でも、少子高齢化に伴う人口減少を食い止めることが、本町のまちづくりを進めていくための最重要課題であると考えておりまして、昨年度策定した四万十町まち・ひと・し

ごと創生総合戦略を総合振興計画と一体的、重点的、集中的に取り組む計画として位置付けているところでございます。

今回の組織再編につきましては、総合振興計画の基本方針である産業づくり、人づくり、自然環境づくり及び総合戦略の中心的施策である地産外商の強化、地場企業の育成、移住定住の促進、人材の育成、四万十川の再生等の推進に取り組んでいくため、担当部署の強化や所管業務を再編成するものでございます。

続きまして、議案第15号四万十町お試し滞在施設条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、窪川地域のお試し滞在施設として現在改修を行っております旧県職員住宅の1室を活用しようとするもので、これまでにお試し滞在施設として設置しております大正地域、十和地域の施設を規定している条例に、新たに窪川地域のお試し滞在施設を加えようとするものでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（酒井祥成君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第14号及び議案第15号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号及び議案第15号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第22、議案第16号四万十町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について、日程第23、議案第17号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、以上、議案第16号及び議案第17号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第16号四万十町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改

正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、平成28年の人事院勧告におきまして、国家公務員育児休業法改正の意見の申し出及び勤務時間法改正の勧告が行われ、これに合わせて地方公務員につきましても所要の法改正が行われたことから、本町の関係する条例について改正を行おうとするものでございます。

改正の主な内容は、介護休暇を分割取得できるようになったこと、介護時間制度を新設すること、育児休業等の対象となる子の範囲が拡大されたこと等となっております。

続きまして、議案第17号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、平成26年8月7日付の人事院勧告及び平成28年8月8日付の人事院勧告の趣旨に沿って、職員の給与及び諸手当の改正をしようとするものでございます。

まず、平成26年人事院勧告による改正でございますが、この勧告において地域ごとの民間賃金の水準をよりの確に公務員給与へ反映させることや、官民の給与差を踏まえた50歳代後半層の給与水準の見直し等を行うよう勧告されましたが、本町の職員の給与につきましては、高知県人事委員会勧告に沿って給与を決定する高知県の給与に準拠する給与体系としておりまして、平成26年人事院勧告に対して高知県人事委員会は、高知県の給与水準が地域における国家公務員の給与水準を下回る状況にあることから、地域間及び世代間の給与配分の見直しによる給料表の改正は行わないことに決定いたしました。この決定により、県の給与に準拠する本町においても、給与制度の見直しは行わず、結果として平成26年人事院勧告の未実施団体となっておりますのでございます。

このことについて、国からは給与制度の見直しの実施を強く要請されておりまして、今回県の指導のもと、県準拠から国に準拠する給与体系に変更することとし、給料表等について所要の改正を行うものでございます。

また、この改正に合わせまして、平成28年人事院勧告による改正も同時に行うこととしておりまして、主な内容につきましては、俸給表の改訂、医療職、俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師等に対する初任給調整手当の改正、期末手当及び勤勉手当の改正、扶養手当の改正の4点でございます。

具体的な内容といたしましては、俸給表の改訂は月例給の平均1%引き下げ、医療職俸給表の適用を受ける医師等に対する初任給調整手当の改正では、医師につきましては月額41万3,300円から月額41万3,800円へ、理学療法士等につきましては、月額6万7,300円か

ら月額5万600円へ、それぞれ改定し、期末手当及び勤勉手当の改正では、期末手当は6月期の支給割合を100分の120から100分の122.5へ、12月期の支給割合を100分の135から100分の137.5へ、再任用職員の6月期の支給割合を100分の64から100分の65へ、12月期の支給割合を100分の73.5から100分の80へ、勤勉手当につきましては、支給割合を100分の75から100の85へ、再任用職員の勤勉手当の支給割合は100分の37.5から100分の40へ改正することとしております。

また、扶養手当の改正は、配偶者の扶養手当を1万3,000円から6,500円へ、子の扶養手当を6,500円から1万円へ改正するとともに、職員に配偶者がいない場合の1人目に係る扶養手当の月額を1万1,000円とする取扱いを廃止いたします。

なお、この改正に伴う影響額は、約827万円の増額となります。

以上、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（酒井祥成君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第16号及び議案第17号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号及び議案第17号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第24、議案第18号四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、日程第25、議案第19号四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、以上、議案第18号及び議案第19号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第18号四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービス

の事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、議案第19号四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第18号及び議案第19号につきましては、平成27年1月16日に公布されました介護保険法施行規則等の一部を改正する省令及び平成28年2月5日に公布されました指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に基づきまして、関連する条例の改正が必要となったものでございます。

まず、議案第18号の内容につきましては、指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員の見直し等が行われたこと、これまで都道府県における居宅サービスの基準から小規模な通所介護や療養通所介護に関する規定が削除されると共に、市町村における地域密着型サービスの基準に地域密着型通所介護や療養通所介護に関する規定が追加される見直しが行われたこと、平成24年4月に訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせ提供サービスとして創設されました複合型サービスについて、提供するサービス内容のイメージがしにくいとの指摘も踏まえ、看護小規模多機能型居宅介護と名称が改められたことに伴う改正等になっております。

次に、議案第19号の内容につきましては、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員の見直し等が行われたこと、また、介護予防認知症対応型通所介護サービスの基本方針や人員及び設備に関する基準・運営に関する基準、介護予防小規模多機能型居宅介護サービスに関する基準及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの内容等について見直しが行われたことに伴う改正となっております。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（酒井祥成君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第18号及び議案第19号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号及び議案第19号の

2 議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第26、議案第20号四万十町滞在型市民農園条例の一部を改正する条例について、日程第27、議案第21号四万十町縫製共同作業場条例の一部を改正する条例について、日程第28、議案第22号四万十町社会体育施設条例の一部を改正する条例について、以上、議案第20号から議案第22号までの3議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第20号四万十町滞在型市民農園条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

クラインガルテン四万十につきましては、都市住民や町民に「農」を体験する場を提供することにより、農業に対する理解と関心を深めてもらうと共に、農園利用者と地域との継続的・長期的な交流を通じて、移住や新規就農への移行促進、本町のPR推進などにつながる拠点施設として、平成21年度、24年度に整備し、営農支援センター四万十株式会社が指定管理者として施設の管理運営を行っているところでございます。

昨年度までに利用者のうちから6組12名の方が本町に移住するなど、地域の活性化につながっている施設でございますが、開園から6年を経過する中、高速道路の無料化の廃止や、利用ニーズの変化等もございまして、利用者が減少いたしております。今後においても減少計画が予想されるため、利用者のニーズに対応できる施設となるよう条例の改正を行おうとするものでございます。

主な改正内容といたしましては、暴力団排除の規定を追加、利用期間を原則3年間までとする、利用料金の改訂となっております。利用料金につきましては、2タイプございます。滞在型農園のうち、床面積が狭く収納スペースも少ないAタイプ15棟について、移住者等に対し利用しやすく移住につながる取組として、年間の利用料金34万2,860円を27万円に引き下げようとするものでございます。利用者の減少が予想される中、より有効に活用するための改正でございますので、ご審議の上、決定いただきたいと思います。

続きまして、議案第21号四万十町縫製共同作業場条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本条例改正は、昭和55年に築造されまして耐用年数が経過した四万十町興津第一縫製共

同作業場につきまして、利用者がいない状況が続いたこと、また屋根の破損等老朽化により危険性があつたことから、周辺の住民生活への影響を考え、その用途を廃止し、平成28年7月に取壊しを完了しておりました。関連する規定を削除しようとするものでございます。

続きまして、議案第22号四万十町社会体育施設条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、廃校となっている小学校2校の体育館を社会体育施設として位置付け、既存の5施設に加え、計7施設にするために所要の改正を行おうとするものでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（酒井祥成君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第20号から議案第22号までの3議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号から議案第22号までの3議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第29、議案第23号四万十町行政改革推進委員会条例を廃止する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第23号四万十町行政改革推進委員会条例を廃止する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

総合振興計画を推進する上で基本となる行財政運営の仕組みづくりに関する方針につきましては、これまで行財政改革大綱に掲げておりましたが、さきの議会において可決いただきました第2次四万十町総合振興計画に掲げておりますので、今後は、行財政改革大綱を策定せず、総合振興計画の行財政運営の方針を行財政改革大綱にかわるものとして位置

付け、総合振興計画の各施策と一体的に推進することといたしました。

これにより、これまで四万十町行政改革推進委員会が担ってまいりました任務につきましては、四万十町総合振興計画審議会において対応することとなりますので、四万十町行政改革推進委員会条例を廃止しようとするものでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（酒井祥成君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第23号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第23号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第30、議案第24号四万十町道の駅物産販売施設「であいの里」に係る指定管理者の指定について、日程第31、議案第25号四万十町ホビー館に係る指定管理者の指定について、日程第32、議案第26号四万十町打井川地域づくりセンターに係る指定管理者の指定について、以上、議案第24号から議案第26号までの3議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第24号から議案第26号につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第24号四万十町道の駅物産販売施設「であいの里」に係る指定管理者の指定について、ご説明を申し上げます。

四万十町道の駅物産販売施設「であいの里」につきましては、農林業の振興、都市住民との交流及び情報発信等、地域活性化を図ることを目的に設置した施設でございまして、平成26年4月1日から本年度末までに高知はた農業協組合を指定管理者としているところでございます。

この度、指定管理期間が終了いたしますため、来年度から3年間の指定管理者につつま

して、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づき公募を行いましたところ、高知はた農業協同組合1団体から応募がありました。指定管理者の選定に当たり、四万十町指定管理者選定委員会で審査をいたしました結果、当該団体は現在まで指定管理者として施設を管理してきた実績があり、経験を生かした安定的な施設維持管理体制が整った事業提案となっていたこと、またレストラン運営については地元食品の利用、新メニューの開発を積極的に行い、四万十町大正道の駅として施設を最大限活用する計画となっていることから、指定管理者として適当であると判断いたしましたので、候補者として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

続きまして、議案第25号四万十町ホビー館に係る指定管理者の指定について、ご説明を申し上げます。

四万十町ホビー館につきましては、自然豊かな地域資源を活用し、交流人口の促進による地域の活性化を図り、新たな本町の観光拠点として地域住民と連携したまちづくりを推進することを目的に、フィギュア等の資料の収集、保管、展示を始め、目的に関連する業務を行う施設でございまして、平成26年4月1日から本年度末まで株式会社奇想天外を指定管理者としているところでございます。

指定期間中は、系列会社である海洋堂の製品のみならず、様々な分野の作品を取り扱い、通常の展示だけでなく、企画展示やイベントなども実施しておりまして、さらには、会社の目的として、まちおこし事業を掲げており、施設の目的に沿った活動が行える会社であると判断し、引き続き同法人を四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

続きまして、議案第26号四万十町打井川地域づくりセンターに係る指定管理者の指定について、ご説明を申し上げます。

打井川地域づくりセンターにつきましては、旧打井川小学校体育館をホビー館として整備したことに伴い、地域のコミュニティ活動、緊急避難施設として設置した施設でございます。平成23年4月1日から本年度末まで四万十町打井川地区会を指定管理者としているところでございます。

当施設につきましては、都市住民との交流、農林業の振興、地域住民の交流促進等を目的としておりますが、地域のコミュニティ活動や緊急避難施設としても使用する基幹集落

施設でございますので、地区会全体でホビー館、かっぱ館来場者向けの弁当の販売、冠婚葬祭時の活用、仕出し等に懸命に取り組み、有効に活用いただいている当地区会を引き続き四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条の規定により、指定管理者の候補者として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

以上3件につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（酒井祥成君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第24号から議案第26号までの3議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号から議案第26号までの3議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第33、議案第27号平成29年度四万十町一般会計予算を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第27号平成29年度四万十町一般会計予算案について、提案理由をご説明申し上げます。

施政方針でも申し上げましたとおり、平成29年度は、国におきましては、経済・財政再生計画の2年目として経済再生と財政健全化の両立を実現する予算として編成され、県におきましても、前年度と比較して9年ぶりのマイナス予算となる中、本町におきましても、昨年度から始まった普通交付税の段階的な縮減による影響など、本町の行財政運営を取り巻く環境はこれまで以上に厳しい見通しとなっておるところでございます。

このような状況のもと、就任1期目の最終年度となります平成29年度は、さきの議会、12月定例会でご決定いただきました第2次四万十町中期財政計画の財政運営方針等を踏ま

えつつ、同じく本町の最上位計画としてご決定をいただきました第2次四万十町総合振興計画に掲げる将来展望の実現と、公約に掲げた活力あふれる四万十郷の創造に向け、国や県の動向等にも十分注視しつつ、編成を行ったところでございます。

この結果、一般会計の予算総額は157億9,500万円となり、前年度当初と比較して2億200万円、1.3%の増加となっております。

なお、このうちふるさと納税関連予算は、返礼品や事務費等で約7億3,900万円、基金への積立金で12億円、合わせて19億3,900万円余りとなり、前年度当初と比較して約8億2,800万円の増額となっております。

また、これらのふるさと納税関連予算を除いた実質的な予算規模は約138億5,600万円となり、前年度当初から約6億2,600万円の減少となっております。

それでは、次に、歳出における性質別の概要につきまして、前年度当初予算と比較しながら順にご説明を申し上げます。

まず、義務的経費では、公債費で増加したものの、扶助費や退職手当組合負担金の減少等により人件費で大幅な減少となり、義務的経費全体でも約1億7,400万円、3.0%の減少となっております。

次に、投資的経費の普通建設事業費では、吉見川浸水対策事業や東又小学校プール改築事業等で増加したものの、町道改良事業や防災関連事業等で減少し、投資的経費全体でも約3億2,900万円、13.5%の減少となっております。

次に、その他の経費では、物件費に区分される沿道建築物解体事業やふるさと納税関連経費を始めふるさと支援基金への積立金等で増加したことから、その他の経費全体では約7億500万円、9.6%の増加となっております。

以上が歳出の性質別における前年度比較の概要でございますが、これを賄う歳入のうち、自主財源につきましては、平成28年度の課税状況や過去の徴収実績等をもとに見込んだ結果、町税で約5,900万円、3.9%の増加となったほか、ふるさと納税関連では寄附金と基金繰入金で合わせて約8億8,000万円増加し、自主財源の総額でも約8億5,700万円、22.6%の大幅な増加となっております。

次に、依存財源でございますが、普通交付税では、さきにご説明申し上げたとおり、平成28年度から始まった合併算定替から一本算定への段階的な縮減が10%から30%に膨らむと共に、いまだ不透明な部分も多いことから、前年度当初と比較して約2億1,200万円の減額見込みとしたほか、普通建設事業費の縮小等に伴い国・県支出金や町債で減額となる

など依存財源全体で約6億5,500万円、5.6%の減少となっております。

また、町税や地方交付税といった使途を制限されない一般財源につきましては、町税で増収見込みとなったものの、普通交付税の減少見込み等により、総額では91億7,100万円余りとなり、前年度から約1億6,100万円の減少となっております。

一方、特定財源につきましては、国・県支出金や町債で減額となったものの、ふるさと納税関連の寄附金や基金繰入金が大幅に増加したため、総額でも約3億6,300万円の増加となっております。

ここまで、歳入歳出予算における性質別の概要についてご説明申し上げましたが、引き続き歳出予算の主な内容につきまして、予算科目順にご説明を申し上げます。

なお、本年度の主要事業につきましては、お配りしております別冊、予算説明資料、当初予算（案）の概要の3ページと15ページ以降にも記載しておりますが、このうち特に本年度の重点施策を中心にご説明を申し上げます。

それでは、まず2款総務費でございますが、平成27年度に策定いたしました四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進と平成29年度を始期とする第2次四万十町総合振興計画の方向性に基づき、移住定住の促進、中山間地域の維持活性化、生活交通の再編及び人材育成などに取り組むこととしており、具体的には移住定住用住宅の整備や助成、地域おこし協力隊の増員、バス路線の見直し、集落や地域活動の支援等に取り組んでまいります。

また、今後のまちづくりを支える人材育成の分野では、住民・行政・関係機関などの協働による多様な地域力を結集した体制づくりを目指し、基本方針を踏まえた実施計画の実行初年度として取り組むこととしており、その具体的な取組といたしまして、時代を担う人材の育成を目指した未来塾では町営塾の運営を始めとした高校応援大作戦と学力とスポーツを通じた小中学生への支援などを引き続き展開してまいります。

また、地域の活性化を目指した四万十塾と産業を支え発展させる人材の育成を目指した産業振興塾では、課題の解決に向けた意識の醸成の場を創出し、活性化や起業に挑戦意欲のある人材の発掘とそのビジネスプランを応援し、地域の担い手の創出に取り組むと共に、企業の経営強化や採用力向上へつながる研修機会を設け、新たなネットワークづくりにも努めていきたいと考えておるところでございます。

次に、徴税费では、滞納整理システム導入事業におきまして、昨年度の強制徴収公債権に続き、本年度は私債権であります住宅使用料、貸付金、給食費等を追加し、各債権の一

元管理に取り組んでまいります。

また、統計調査費の国土調査事業では、南川口地区の2年目工程と、寺野地区の1年目工程を予定しております。

続きまして、3款民生費でございますが、子育て支援では、出産祝金のほか子ども・子育て支援事業計画に基づき子育て支援センターの運営や多子世帯の保育料軽減、乳幼児・児童療養費助成といった事業を継続して実施し、出産から育児、子育てといったそれぞれの段階に応じた切れ目のない一体的な支援対策を行うことにより子どもを産み育てる環境の充実を図ってまいります。

また、町民の皆様が年齢や障がいの有無にかかわらず住みなれた地域でその人らしく安心して充実した生活が送れるよう、ともに支え合う地域社会の実現に向け、これまでの取組を継続すると共に、高齢者及び障がいのある方に提供している配食サービス事業の拡充に加え、高齢者外出支援事業、いわゆる従来の福祉タクシー・バス利用助成につきまして、80歳未満の免許返納者も対象に拡充を図ってまいりたいと考えております。

そのほか、障害福祉の分野では、障害者自立支援法に基づく施策を展開してまいります。平成29年度におきましては、平成30年から35年までの6か年を計画期間とする第3期四万十町障害者計画と平成30年から32年までの3か年を計画期間とする第5期障害福祉計画を一体的に策定するよう取り組んでまいります。

続きまして、4款衛生費でございますが、保健衛生では、町民の皆様の健康増進を進めるため、従来どおり健康診査、各種がん検診並びに母子保険事業などを実施してまいります。新たな子育て支援策といたしまして、幼児健診時に発声・発音・言語機能の健診を行い、言語発達障がいを早期に発見することにより、早い段階で適切な措置が講じられるよう幼児健診の充実を行い、現状の支援策に加え、子育て支援の拡充を図ってまいります。

次に、環境保全対策、循環型社会の推進といたしましては、平成29年度に環境基本計画の見直しを行い、自然環境や河川環境の保全及び再生可能エネルギーの利活用を推進してまいります。特に生活排水の適正処理につきましては、合併浄化槽設置整備事業を拡充し、さらなる水質汚濁防止対策に取り組んでまいります。

また、本町の重要課題であります四万十川対策につきましては、四万十川対策室で3年間の継続事業として実施しております四万十川保全活用推進検討業務が最終年度を迎えることから、調査結果を活用した四万十川保全活用計画を策定し、具体的な取組につなげて

いくと共に、流域市町等との連携した取組も継続してまいります。

また、山間部に残る水道未普及地区における生活水の確保対策といたしまして、生活用水確保支援事業を推進し、散在する小規模の水道未普及対策に取り組んでまいります。

続きまして、5款労働費でございますが、雇用対策は町の重要な課題であることから、若者雇用を促進するため、平成23年度から実施しております四万十町雇用創出事業の新たなメニューといたしまして、町内の企業や事業所等が開催する研修や訓練、セミナー等に対して助成を行い、本町が進めております人材育成事業の産業振興塾とも連携して取組を進めてまいります。

続きまして、農林水産業費の農業費でございますが、施設園芸の振興につきましては、昨年度に引き続き環境制御技術のさらなる普及促進や、ニラの出荷調整の省力化に有効な機械設備の導入を進め、農家所得の向上及び省力化を図ると共に、園芸用ハウス本体の整備拡充にも取り組んでまいります。

また、平成28年度のソフト事業から取組を開始いたしました複合経営拠点支援事業では、にいだ未来会議及びしまんと農楽里の施設整備を支援し、中山間地域の新しい広域的な農業経営体の構築を目指してまいります。継続事業であります新規就農者定着促進事業におきましては、国事業の青年就農給付金が農業次世代人材投資事業に名称変更となったほか、町単独事業の壮年就農農業後継者支援給付金につきまして、年齢上限を50歳未満から55歳未満に拡大し、新規就農者のより一層の確保に努めてまいります。また、老朽化した農業施設を整備することにより農業競争力の強化、担い手への農地集積、集約化や農業の付加価値等を図ることを目的として農地耕作条件改善事業により用水路の改修を予定しております。

次に、林業費でございますが、本町の林業事業を実施する上で基幹的な事業体であります四万十町森林組合の本所建設に係る補助金として4,209万6,000円を計上したほか、継続的な支援策であります四万十川流域豊かな森林保全整備事業や自伐林業者等育成支援事業を推進し、民有林の積極的な間伐と自伐林業者の育成にも取り組んでまいります。

続きまして、7款商工費の商工振興費におきましては、継続事業であります商工業振興事業助成金を始め、商工会運営育成事業補助金やコールセンター等立地促進事業によるNIC四万十コンタクトセンターへの助成といった補助金が主な予算となっておりますが、このうち商工会運営育成事業では、創業支援員を核とした創業者の掘り起こしにつながるセミナーやチャレンジショップ等のほか、窪川地域の賑わい街づくり実行委員会の活動等に

対し補助を行うこととしております。

次に、観光費では、観光施設等の運営管理のための委託事業やイベント事業への補助のほか、松葉川温泉及びオートキャンプ場ウェル花夢のトイレ等の改修、下津井ヘルスセンターの解体、十和地域のこいのぼり公園の舗装といった観光施設の整備及び観光協会への育成補助が主な予算となっております。平成29年度から2年間、県が主体となって実施をいたします志国高知幕末維新博と連携し、幕末から明治にかけて活躍した郷土の偉人谷干城をクローブアップする事業を計画しており、歴史的観光資源に磨き上げることで新たな観光客の誘致につながる取組を進めることとしており、奥四万十博以降の観光振興とも絡めた取組にしていきたいと考えております。

続きまして、8款土木費でございますが、国の交付金事業により町道改良11路線と若井大橋の耐震補強、橋梁一括点検を実施し、生活や経済活動に不可欠な社会資本の整備と安全の確保に努めてまいります。

次に、公営住宅建設事業では、平成26年度より実施しております老朽化した見付第1団地の最後の2棟4戸の建替を引き続き実施してまいります。また、平成28年度から進めております窪川街分の吉見川浸水対策事業につきましては、本年度から国の補助を受け、雨水公共下水道事業として全体事業の詳細な実施設計を行うこととしております。

続きまして、9款消防費でございますが、常備消防費では高幡消防組合本部や四万十清流消防署に係る人件費等の経費として、また非常備消防費及び消防施設費では、消防団員の活動に係る経費を始め、消防自動車の更新や消火栓ボックスの整備等に係る経費を計上いたしております。

次に、防災費では、備蓄食料や資機材等の整備を始め、避難所の運営や災害対策本部の機能強化及び自主防災組織の育成強化を図ると共に、南海トラフ地震対策といたしまして、津波避難路やヘリポートの整備を始め、避難所となります集会所や住宅、緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化に係る経費を計上するなど、地震・風水害といった自然災害や火災、救急業務などに対応できる防災体制の強化・充実を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、10款教育費でございますが、学校防災対策といたしまして、各校に避難時の防災用ヘルメットを整備すると共に、児童・生徒に対し地震発生を校内放送により事前に知らせるため、全校に緊急地震速報受信端末を設置いたします。

また、中学校の部活動振興のため、吹奏楽部等で使用している老朽化または不足してい

る楽器を購入し、部活動の充実を図ってまいります。

そのほか教育施設の整備では、建築後49年を経過し、老朽化した東又小学校プールの改築に向けて取り組むと共に、空調設備を設置していない窪川中学校の1、2年生教室に空調設備を設置し、良好な学習環境を整えてまいります。

次に、社会教育費では、生涯学習のまちづくりを目指して、町民の皆様のニーズに応じた学習の場や機会の提供を行うと共に、子どもから高齢者まで全ての方に学習意欲を高めいただくため、社会教育、人権教育、文化財保護活用、社会体育などの各種事業に取り組んでまいります。

また新たに、各種文化講座の開設を行うほか、四万十会館の改修やB&G海洋センターにボルダリング設備の整備等も行なってまいります。

最後に、12款公債費でございますが、平成25年度に整備した本庁舎や汚泥再生処理センター等の大型事業に対する元金償還が始まったことから、前年度と比較して約7,630万円の増加となっております。

以上が、歳入歳出予算の主な内容でございますが、前年度実績見込等を勘案した上で、現段階で見込める限りの検討を加え、第1表歳入歳出予算に記載のとおり計上したところでございます。

次に、地方債でございますが、地方自治法第230条第1項の規定により、借入れを起こすことができる地方債の目的限度額、起債の方法、利用利率及び償還方法につきまして第2表に記載のとおり定めようとするものでございます。

また、一時借入金及び歳出予算の流用につきましては、第3条及び第4条に記載のとおりそれぞれ定めようとするものでございます。

以上が平成29年度一般会計当初予算案の主な内容となりますが、冒頭でも申し上げましたとおり、任期中最後の当初予算編成となりますが、町民の皆様とお約束した公約実現に向けて職員一丸となって取り組んでまいりますので、引き続き町政に対しまして温かいご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。一般会計予算案の提案理由の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（酒井祥成君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第27号について、質疑・討論・採決は議案の精査・

研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

ここで暫時休憩します。25分まで休憩します。

午後 2 時13分 休憩

午後 2 時25分 再開

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第34、議案第28号平成29年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算、日程第35、議案第29号平成29年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算、日程第36、議案第30号平成29年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算、日程第37、議案第31号平成29年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算、日程第38、議案第32号平成29年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算、日程第39、議案第33号平成29年度四万十町介護保険事業特別会計予算、以上、議案第28号から議案第33号までの6議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第28号から議案第33号までの各特別会計予算案につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第28号平成29年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算案につきまして、ご説明を申し上げます。

平成29年度の予算編成に当たりまして、基本となります被保険者数を5,237人と見込み、これによります予算総額を、歳入歳出それぞれ31億3,700万円と定め、事業の健全運営を確保し、被保険者の皆様の健康保持増進を図ろうとするものでございます。

予算の主な内容でございますが、まず、歳出では、2款の保険給付費におきまして、過去の医療費の動向を踏まえて推計を行い、対前年度比で9.7%減の18億8,254万9,000円を計上いたしております。

また、3款の後期高齢者支援金等に2億7,894万円、6款の介護給付金に1億1,323万

5,000円、7款の共同事業拠出金に6億9,863万3,000円を、それぞれ計上いたしております。

一方、これを賄う歳入でございますが、1款の国民健康保険税で対前年比7.4%増の4億1,584万1,000円、3款の国庫支出金で対前年比23%減の6億3,379万8,000円を見込んだほか、65歳から74歳を対象とする前期高齢者の医療に係る6款の前期高齢者交付金で対前年度比28.5%増の8億9,127万6,000円、7款の共同事業交付金に6億9,062万円を、それぞれ計上いたしております。

また、歳入不足額4,034万5,000円につきましては、一般会計からの繰入金4,000万円を計上すると共に、財政調整基金からの繰入れにより対応することとしております。

なお、平成29年度予算案につきましては、去る3月2日四万十町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいていることを申し添えさせていただきたいと思っております。

続きまして、議案第29号平成29年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算案につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は予算総額を歳入歳出それぞれ3億4,680万円と定めようとするものでございまして、款項ごとの予算額につきましては、第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

主な歳出でございますが、総務費では職員給与費や臨時賃金、各種業務委託料などで合わせて2億6,943万9,000円、医業費では医療用機器購入費として1,662万2,000円を計上したほか、医薬剤医療費や保守点検委託料などで合わせて5,554万2,000円、給食費では賄材料費などで456万9,000円をそれぞれ計上したほか、公債費では元利償還金で1,585万円を計上しております。

一方、これを賄う主な歳入でございますが、診療収入で2億2,000万円、県支出金で810万円を見込んでおり、また、国の国保特別調整交付金として運営費分3,200万円を国保会計を通じて繰り入れることとしております。

この結果、なお不足する財源につきましては、一般会計からの繰入金7,264万3,000円で対応することとしております。また地方債につきましては、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第2表に記載のとおり定めると共に、一時借入金の最高額につきましては、第3条に記載のとおり定めようとするものでございます。

続きまして、議案第30号平成29年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算案につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、予算総額を歳入歳出それぞれ1億700万円と定めようとするものでございまして、款項ごとの予算額につきましては、第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

主な歳出でございしますが、総務費ではトイレ等改修工事設計委託料として80万円、患者輸送車購入費として406万円を計上したほか、職員給与費や臨時賃金、各種業務委託料などで合わせて8,674万5,000円、医業費では医薬材料費や各種検査及び医療機器の保守点検委託料などで1,893万7,000円をそれぞれ計上いたしております。

一方、これを賄う主な歳入でございしますが、診療収入で9,387万6,000円を見込んでおり、なお不足する財源につきましては、一般会計からの繰入金124万2,000円に対応することとしております。

また、地方債につきましては、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第2表に記載のとおり定めると共に、一時借入金の最高額につきましては、第3条に記載のとおり定めようとするものでございます。

続きまして、議案第31号平成29年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算案につきまして、ご説明を申し上げます。

本議案は、予算総額を歳入歳出それぞれ1,050万円と定めようとするものでございまして、款項ごとの予算額につきましては、第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

主な歳出でございしますが、総務費では職員給与費及び運営経費などで1,012万4,000円、医業費では医薬材料費として27万6,000円をそれぞれ計上いたしております。

一方、これを賄う主な歳入といたしましては、診療収入で35万円、県支出金で154万1,000円、一般会計からの繰入金で830万8,000円を計上いたしております。

続きまして、議案第32号平成29年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算案につきまして、ご説明申し上げます。

高知県における後期高齢者医療事業は、高知県後期高齢者医療広域連合が保険者として運営しており、市町村では被保険者の資格管理、保険料の徴収及び給付申請の受付などの窓口事務と、増大する医療費削減の一環として行っている保健事業を主な業務としており

ます。

平成29年度の予算編成に当たりましては、被保険者数を4,419人と見込み、予算総額を3億4,900万円と定め、制度の健全かつ円滑な運営を図ろうとするもので、款項ごとの予算額につきましては、第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

最後に、議案第33号平成29年度四万十町介護保険事業特別会計予算案につきまして、ご説明を申し上げます。

第6期介護保険事業計画期間の3年目となります平成29年度の予算編成におきましては、平成27年度事業実績及び平成28年度の決算見込み額をもとに、現時点で想定される所要額を計上しております。

主な歳出でございますが、2款の保険給付費におきまして、24億3,970万7,000円、対前年度比で2.8%の減となる一方、5款の地域支援事業費は1億7,338万4,000円、28.8%の増となっておりますが、主な要因は介護予防の訪問介護と通所介護を保険給付費から地域支援事業費に完全移行したことによるものでございます。

一方、これを賄う歳入でございますが、1款の保険料で4億510万8,000円を計上するなど、第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっており、これにより予算総額は、歳入歳出それぞれ26億6,410万円となっております。

また、一時借入金の最高額及び歳出予算の流用につきましては、第2条及び第3条に記載のとおり、それぞれ定めようとするものでございます。

以上、6件の予算案につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（酒井祥成君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第28号から議案第33号までの6議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号から議案第33号までの6議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第40、議案第34号平成29年度四万十町簡易水道事業特別会計予算、日程第41、議案第35号平成29年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、日程第42、議案第36号平成29年度四万十町農業集落排水事業特別会計予算、日程第43、議案第37号平成29年度四万十町下水道事業特別会計予算、日程第44、議案第38号平成29年度四万十町水道事業会計予算、以上、議案第34号から議案第38号までの5議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第34号から議案第37号までの各特別会計予算案並びに議案第38号の水道事業会計予算案につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第34号平成29年度四万十町簡易水道事業特別会計予算案につきまして、ご説明を申し上げます。

平成29年度の業務といたしましては、簡易水道と飲料水供給施設で合わせて36施設、給水人口約1万2,500人に対して、年間約179万立方メートルを給水する予定であり、予算総額を歳入歳出それぞれ6億6,030万円と定めようとするものでございます。

主な歳出でございますが、水道管理費におきましては、総務管理費で職員給与費など3,468万6,000円、維持管理費で施設の高熱水費や修繕料、維持管理委託料など7,097万円をそれぞれ計上いたしております。

また、建設改良費におきましては、施設増補改良費で道路改良などに伴う配水管布設替え工事費として1,619万6,000円、建設改良事業費で2億4,969万1,000円をそれぞれ計上しており、その内容といたしましては、中津川簡易水道区域拡張事業による大正森ヶ内地区の加圧ポンプ施設の整備、十川簡易水道統合事業による十和川口地区から十和地域振興局までの配水管の布設、浦越簡易水道統合事業による津賀地区から昭和北ノ川地区への配水管の布設及び、昭和簡易水道区域拡張事業による轟地区の加圧ポンプ施設の整備を予定しております。

続きまして、公債費におきましては、償還元金及び利子で合わせて2億8,855万7,000円を計上いたしております。

一方、これを賄う歳入といたしましては、第1表歳入歳出予算に記載のとおり、水道料金を含む事業収入、建設改良に係る国庫支出金、町債及び一般会計繰入金など所要額を計上いたしております。

なお、地方債につきましては、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第2表に記載のとおり定めると共に、一時借入金の最高額につきまして、第3条に記載のとおり定めようとするものでございます。

続きまして、議案第35号平成29年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案につきましてご説明申し上げます。

本議案は住宅新築資金等貸付事業に係るもので、予算総額を歳入歳出それぞれ400万円と定めようとするものでございます。

主な歳入といたしましては、貸付先からの貸付金、元利収入及び償還推進事業による県補助金などを計上いたしております。

一方、歳出におきましては、償還推進事業費に186万円を計上すると共に、余剰となりました214万円を一般会計への繰出金として計上するなど、第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

続きまして、議案第36号平成29年度四万十町農業集落排水事業特別会計予算案につきまして、ご説明を申し上げます。

平成29年度の業務といたしましては、宮内、江師及び大正森ヶ内地区3施設の加入戸数110戸に対しまして、年間約4万7,000m³余りの汚水を処理する予定であり、予算総額を歳入歳出それぞれ3,060万円と定めようとするものでございます。

主な歳出といたしましては、施設等の維持管理費で707万1,000円、施設増補改良費で施設の機能診断調査料として502万6,000円、公債費で1,753万7,000円をそれぞれ計上いたしております。

一方、これを賄う歳入といたしましては、事業収入、増補改良に係る国庫支出金及び一般会計繰入金など、それぞれ第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

続きまして、議案第37号平成29年度四万十町下水道事業特別会計予算案につきまして、ご説明を申し上げます。

平成29年度の業務といたしましては、田野々処理区の処理対象人口1,030人余りに対しまして年間約10万1,000m³の汚水を処理する予定であり、予算総額を歳入歳出それぞれ5,400万円と定めようとするものでございます。

主な歳出といたしましては、職員給を含む総務管理費で992万9,000円、施設の維持管理費で1,542万3,000円、公債費で2,854万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

一方、これを賄う歳入といたしましては、使用料及び一般会計からの繰入金など、それぞれ第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

最後に、議案第38号平成29年度四万十町水道事業会計予算案につきまして、ご説明を申し上げます。

平成29年度の業務予定量といたしましては、窪川街分を中心に、給水区域を定め、給水人口4,947人、給水戸数2,540戸と想定し、年間約71万^mを給水する予定であり、第3条収益的収入及び支出におきまして、給水収益など1億2,303万円の事業収益を見込むと共に、事業費用では職員給与費を含む施設維持管理費、減価償却費などの営業費用及び企業債の償還利子などの営業外費用合わせて1億1,702万8,000円を計上いたしております。

第4条資本的収入及び支出では、建設改良費で843万9,000円、起債償還金で4,975万6,000円をそれぞれ支出見込額として計上しており、支出に対して不足する額5,819万4,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填する予定としております。

また、第5条から第8条につきましては、予定支出の各項の経費の金額の流用、議会の議決を経なければ流用することができない経費及び他会計からの補助金並びに棚卸資産購入限度額をそれぞれ定めようとするものでございます。

以上、5件の予算案につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（酒井祥成君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第34号から議案第38号までの5議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号から議案第38号までの5議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第45、陳情第28-15号陳情書の取下げについてを議題とします。

この陳情議案につきましては、教育民生常任委員会に付託し審議を行ってございました。

が、その後に陳情者より陳情を取下げ申出書が提出されましたので、その写しを配付しております。

お諮りします。

陳情第28-15号の取下げにつきましては、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第28-15号陳情書の取下げについては、これを許可することに決定しました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第46、陳情を議題とします。

本日までに受理しました陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりです。会議規則第95条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 2 時49分 散会